

# 第10次矢吹町高齢者保健福祉計画 矢吹町第9期介護保険事業計画

令和6年度～8年度

住み慣れた地域で  
いきいきと  
安心して暮らせる町



令和6年3月

福島県矢吹町



# 目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画策定の視点	2
3. 計画の根拠・位置づけ	4
4. 計画の期間	4
5. 計画策定の体制	5
第2章 矢吹町の高齢者の状況	7
1. 人口推移	7
2. 高齢者調査結果	10
第3章 計画の基本方向	25
1. 重点的に取り組む課題	25
2. 高齢者人口等の予測	27
3. 日常生活圏域の設定	29
4. 基本理念	29
5. 施策の体系	30
第4章 高齢者施策の展開	31
1. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	31
2. 住み慣れた地域で生活できるまちづくり	38
3. 介護保険サービスを利用して自立して暮らせるまちづくり	47
第5章 介護保険事業の推進	51
1. 介護保険サービス別の実績・見込み	51
2. 介護保険給付費見込みと介護保険料の設定	69
第6章 成年後見制度利用促進について	73
1. 成年後見制度とは	73
2. 成年後見制度の利用支援	73
3. 権利擁護支援の地域ネットワークの構築	74
第7章 計画の推進に向けて	75
1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて	75
2. 計画の進行管理	76
資料編	77



## 第1章

# 計画の概要



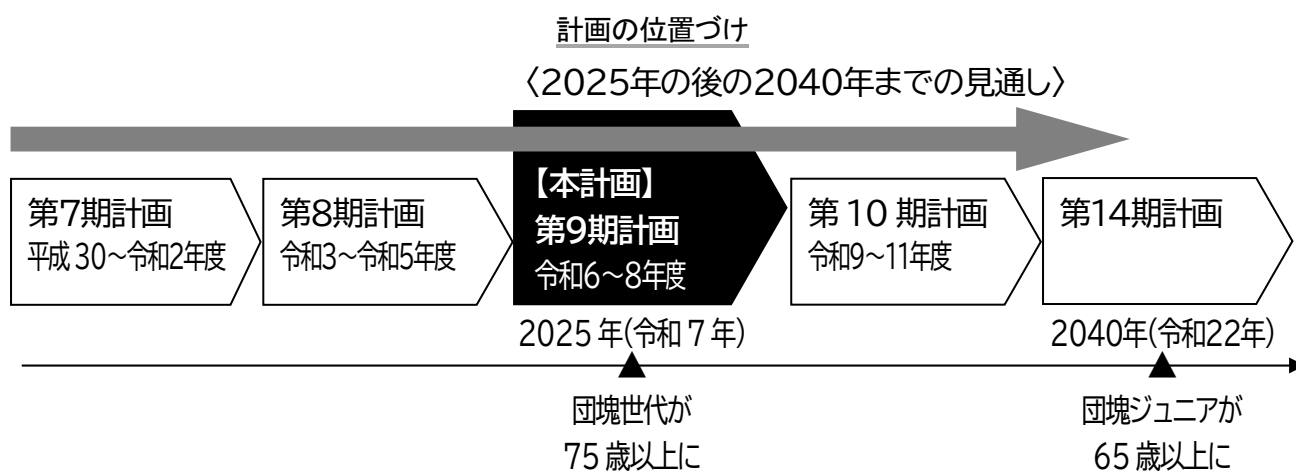
# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と目的

わが国の高齢化は急速に進展しており、令和4年10月1日現在、全国の65歳以上の高齢者は約3,624万人と、高齢者の総人口に占める割合（高齢化率）は29%まで上昇しています。高齢者の割合も65～74歳の前期高齢者より75歳以上の後期高齢者が多くなっています。高齢者人口は当面増加することが見込まれ、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）も間近に迫っていることから、これまでに経験したことがない「超高齢社会」となる予測がされています。

国では、介護保険制度について、「介護予防・健康づくりの推進」、「保険者機能の強化」、「地域包括ケアシステムの推進」、「認知症施策の総合的な推進」及び「持続可能な制度の構築・介護現場の革新」の観点から見直しを進めてきました。また、市町村に対しては、現役世代が急減する2040年（令和22年）を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることを求めています。

本町では、令和3年3月に「第9次矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町第8期介護保険事業計画」を策定し、これに基づいて高齢者施策を推進してきましたが、人生100年時代を意識しながら安心して暮らせる地域づくりが重要な課題であることから、「第10次矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）」を策定し、地域共生社会の実現とともに、『地域包括ケアシステムの深化』を目指した施策を推進します。



資料:厚生労働省「地域包括ケアシステムの構築に向けて」

## 2. 計画策定の視点

---

### 2.1 「地域包括ケアシステム」の深化

「地域包括ケアシステム（地域における住まい・介護・医療・福祉の一体的提供）」の実現のため、地域包括支援センターの機能強化、認知症対策、在宅医療介護連携等の取組みを本格化し、地域での通いの場の拡充、フレイル予防、介護予防などをさらに進め、本計画期間に 2025 年を迎える中、団塊ジュニアの世代が高齢期を迎える 2040 年に備えられるよう、『地域包括ケアシステムの深化』を図っていくものと位置づけています。

### 2.2 認知症施策の推進

「認知症カフェ」の開設や「認知症初期集中支援チーム」の活動など、認知症高齢者を地域で支えるための施策を進めています。調査では、認知症に関する相談窓口を知っている高齢者は 20%程度とその認知度は低く、地域包括支援センターの周知や認知症に関する啓発の必要があります。「認知症対策基本法」が成立したことからも、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた支援から、認知症カフェなどを通じた地域での共生、介護サービスや生活支援サービス（配食サービス等）、成年後見制度の利用支援等の権利擁護まで、総合的な認知症施策の推進、認知症サポーター養成と養成後のフォローアップ（活動機会の拡大）を推進することが課題です。

### 2.3 高齢者自身や高齢者を支援する活動の促進

本町では、各地域で老人クラブの活動のほか、各種学習・趣味の活動、サークル活動など高齢者自身や高齢者を支援する町民による自主的な地域活動が盛んです。今後も町民による自主的な地域活動は、地域包括ケアや介護予防、認知症施策に重要な役割を果たすものとなることから、行政側としての活動のきっかけづくりやサポートの充実を図ることになります。



住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるための総合的なまちづくり  
医療や介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で療養したい、介護を受けたいと  
希望する高齢者の意向が最大限尊重できる体制の構築

**介護サービス**

施設・居住系サービス

居宅サービス

※予防の重視、認知症ケアへの対応

**多彩な見守りサービス**

- ・安否確認
- ・緊急時の対応
- ・生活相談
- ・配食サービス など

**住まい**

- ・住宅改修
- ・高齢者向け住まい など
- ※住宅政策との連携

**地域包括ケア**

※必要なサービスの確保と質の向上  
※各サービスとの連携の確保

**地域包括支援センター**

地域包括支援体制の確立  
支援ネットワークの構築

**在宅療養支援**

- ・往診(在宅療養支援診療所など)
- ・訪問看護
- ・訪問リハ など

※在宅医療を担う医療機関  
や訪問介護の体制整備  
※医療機関と居宅介護支援  
事業者との連携強化

**地域の支え・つながり**

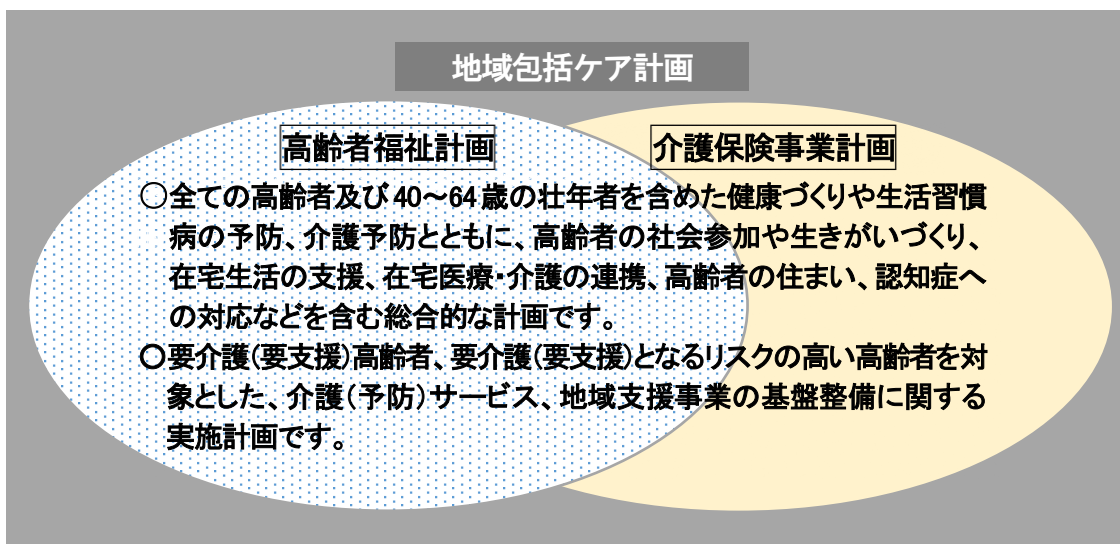
高齢者自身や高齢者を支援する自主的な地域活動

### 3. 計画の根拠・位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に基づき市町村が定める「市町村介護保険事業計画」、老人福祉法第20条の8に基づき市町村が定める「市町村老人福祉計画」にあたり、本町ではこの2つの計画を一体として策定しています。第5期計画期間から推進している「地域包括ケアシステムの深化」を図るための取組みを継続し、2040年（令和22年）を見据えて推進していきます。

本計画は、町の行財政運営の最上位計画「矢吹町まちづくり総合計画」における理念を踏まえた、高齢者保健福祉分野の個別計画にあたります。あわせて、本計画に「成年後見制度利用促進計画」を含めて策定・推進します。

#### 計画の位置づけ



### 4. 計画の期間

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年です。

#### 計画の期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
本計画期間	←————→					
介護保険料	←————→					
次期計画期間				←-----→		
第10期介護保険料				←-----→		

## 5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、高齢者（要介護認定者を含む）を対象とした調査を、国の「日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」の手法を用いて、町の独自設問を加えながら実施し、町民等の実態・評価・意向を把握・反映しました。

また、保健・医療・福祉・介護の関係機関、団体の代表者、学識経験者等で構成する「矢吹町介護保険運営協議会」において、計画内容の検討と協議をして策定します。

### 調査の概要

調査対象	65歳以上の町民 2,548人(要支援・要介護認定者を含む)
調査票	一般高齢者・要支援認定者調査、在宅要介護認定者調査の2種類の調査票で実施
調査方法	郵送により配布・回収
調査時期	令和4年12月1日～23日

調査数	一般高齢者 ・要支援認定者	在宅要介護認定者	合計
配布数	2,222件	326件	2,548件
回収数	1,333件	162件	1,495件
回収率	60.0%	49.7%	58.7%



## 第2章

---

# 矢吹町の高齢者の状況



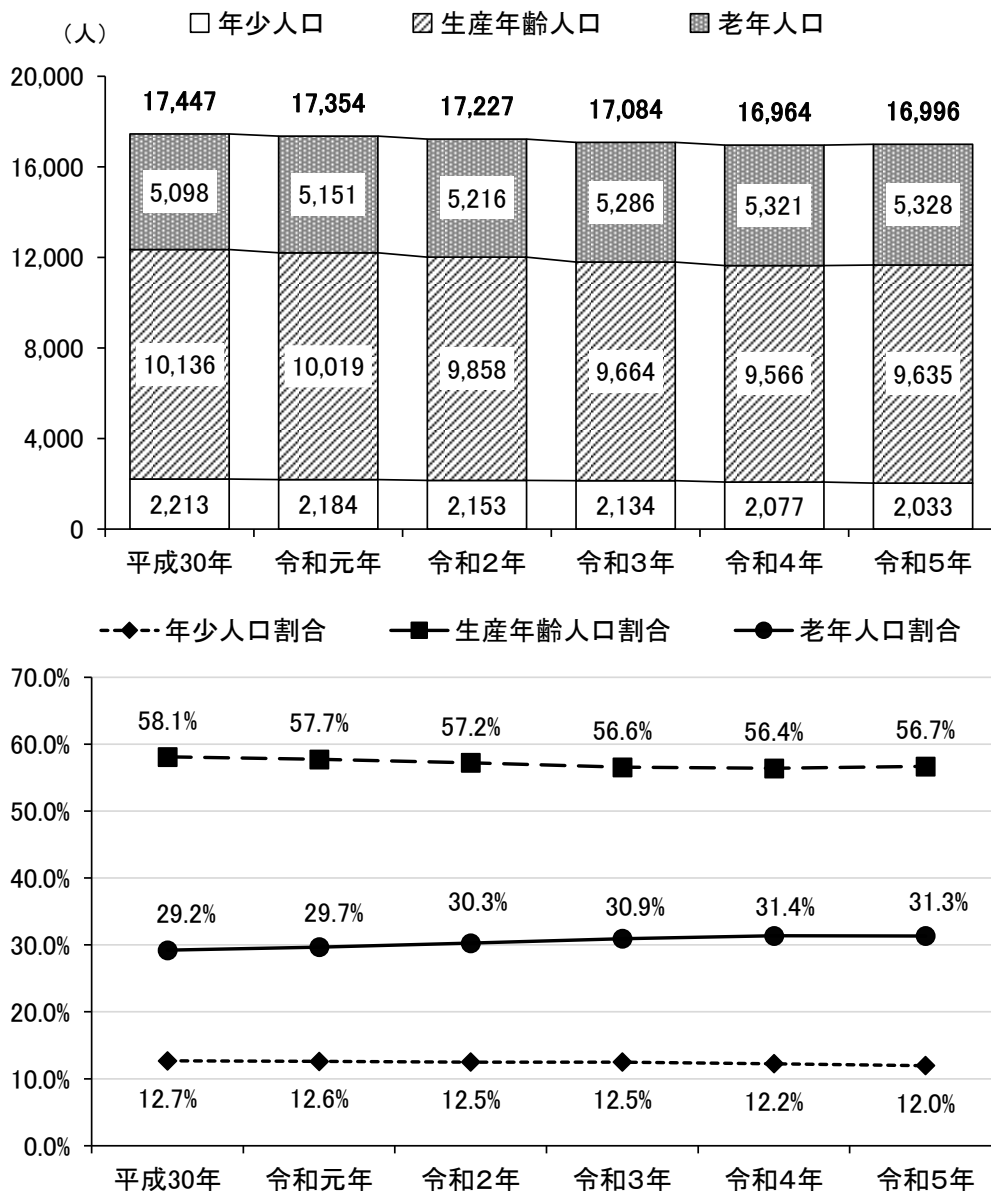
# 第2章 矢吹町の高齢者の状況

## 1. 人口推移

### 1.1 65歳以上人口、高齢化率等の推移

本町の人口は、平成30年は17,447人でしたが、令和4年に17,000人を下回り、令和5年は16,996人となっています。そのような中で、65歳以上の老年人口は5,000人台を微増しており、令和5年は5,328人となっています。人口構成は、15～64歳の生産年齢人口割合は平成30年で58.1%でしたが、令和5年は56.7%となっており、老年人口割合は令和2年に30%を超え、令和5年は31.3%となっています。

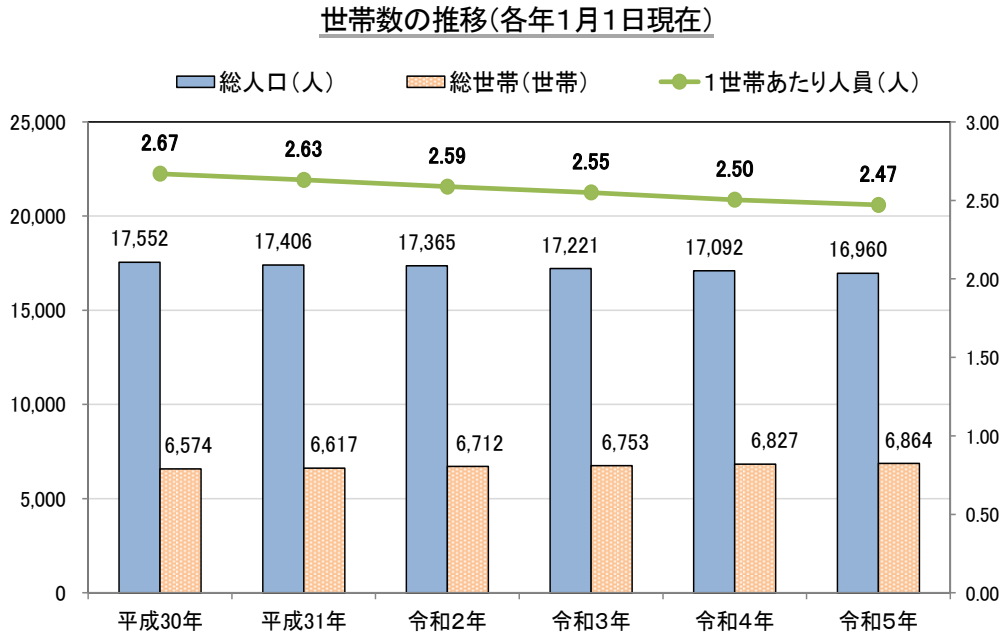
人口の推移(各年9月末日現在)



資料:住民基本台帳

## 1.2 世帯の推移

世帯数は平成30年が6,574世帯でしたが、年々増加しており、令和5年は6,864世帯となっています。1世帯あたり人数は緩やかに減少しており、令和5年は2.47人となっています。



資料:住民基本台帳

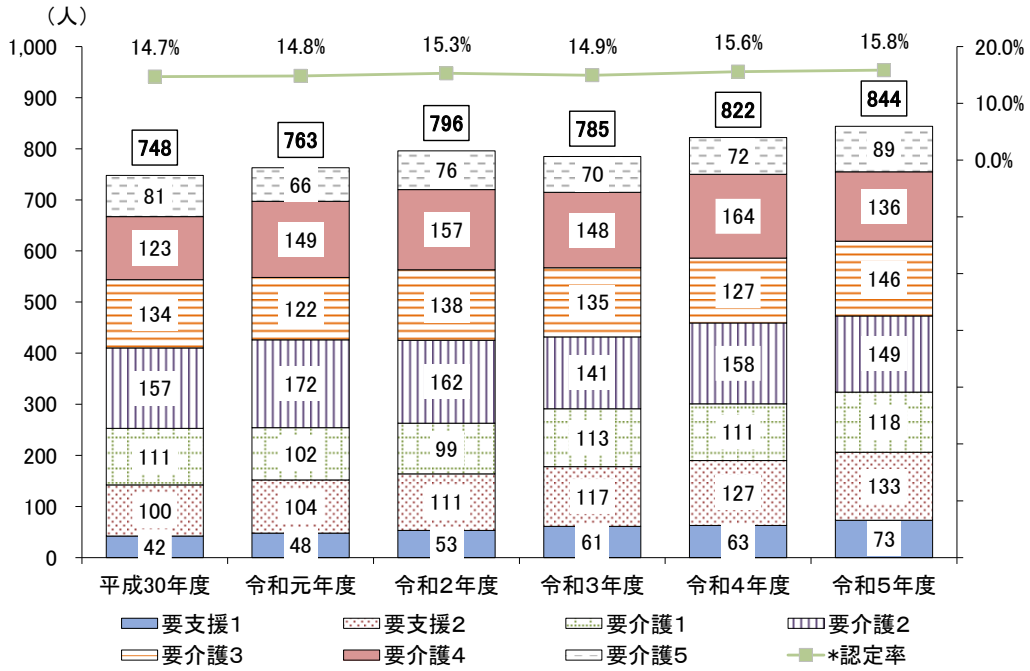
## 1.3 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和4年度以降800人を超え、令和5年度は844人となっています。

月平均の介護保険サービス受給者数は、平成30年度は650人、令和5年度は714人となっており、居宅介護(介護予防)サービス利用者が多くを占めていますが、平成30年度以降は施設介護サービス利用者が170人前後となっています。



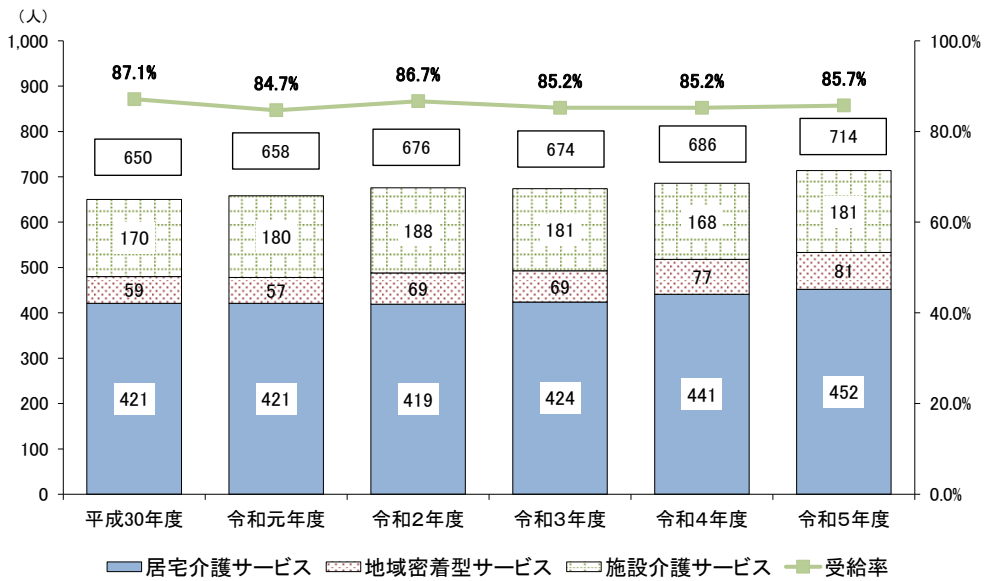
### 要支援・要介護認定者数の推移(各年9月末日現在)



※認定率は認定者数合計(第2号被保険者分を含む)を当該月末現在の第1号被保険者数で除したもの

資料:介護保険事業状況報告月報

### 介護保険サービス受給者数(月平均)の推移



※平成30～令和4年度は年度末現在、令和5年度は9月末現在

資料:介護保険事業状況報告

## 2. 高齢者調査結果

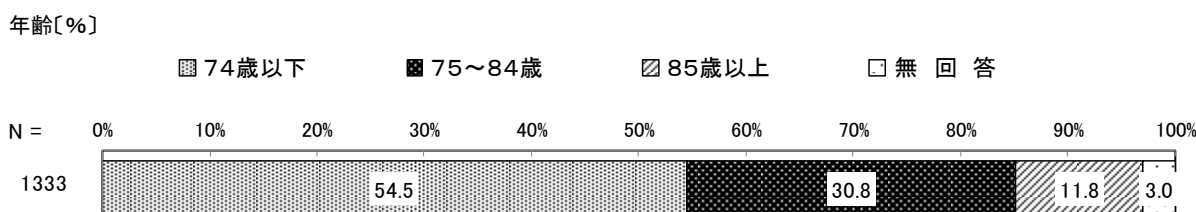
本計画の策定にあたり、要支援1・2の高齢者全員と、要支援・要介護認定を受けていない高齢者、要介護1～5で在宅生活をしている高齢者全員の2,548人を対象とした2種類のアンケート調査を実施しました。

### 2.1 介護予防・日常生活ニーズ調査

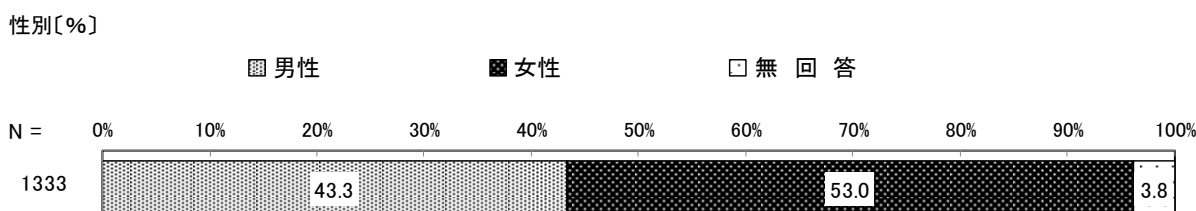
#### (1) 回答者と家族、生活の状況

##### ①年齢・性別

年齢は、「74歳以下」が54.5%（前回53.2%）と多く、「75～84歳」は30.8%（前回29.6%）、「85歳以上」が11.8%（前回12.4%）となっています。



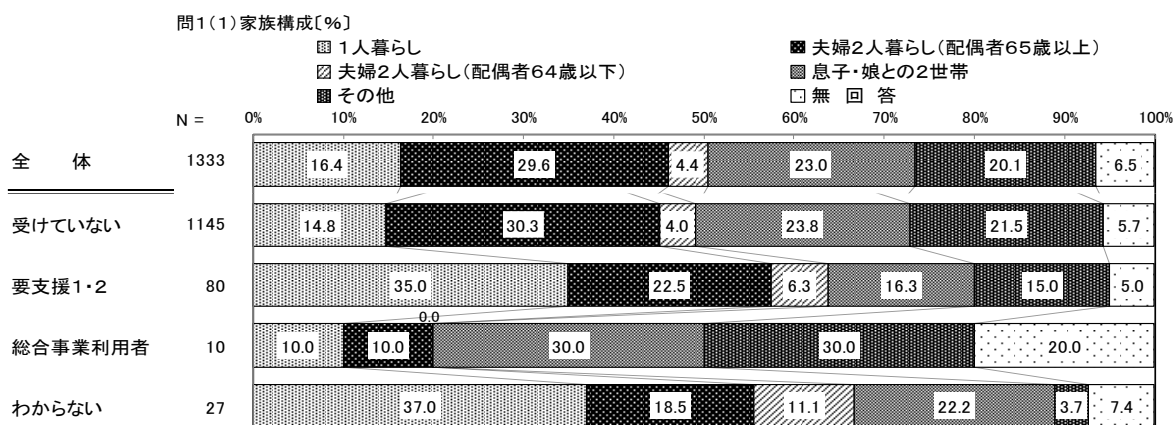
性別は、「女性」が53.0%（前回54.2%）とやや多く、「男性」が43.3%（前回41.0%）となっています。



##### ②家族構成

全体では、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が29.6%（前回32.9%）、「息子・娘との2世帯」が23.0%（前回26.7%）、「1人暮らし」が16.4%（前回13.5%）と続いています。

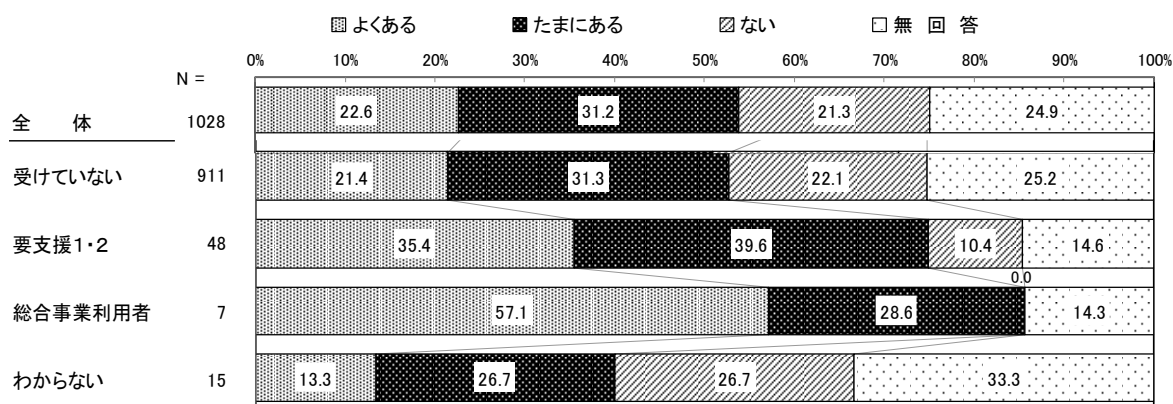
支援区分別では、要支援1・2で「1人暮らし」が35.0%と多くなっています。



## (2) 日中独居の状況

『ある（「よくある」と「たまにある」の計）』は53.8%（前回57.5%）となっています。要支援1・2で『ある』は75.0%と多くなっています。

問1(1)①日中1人になること[%]

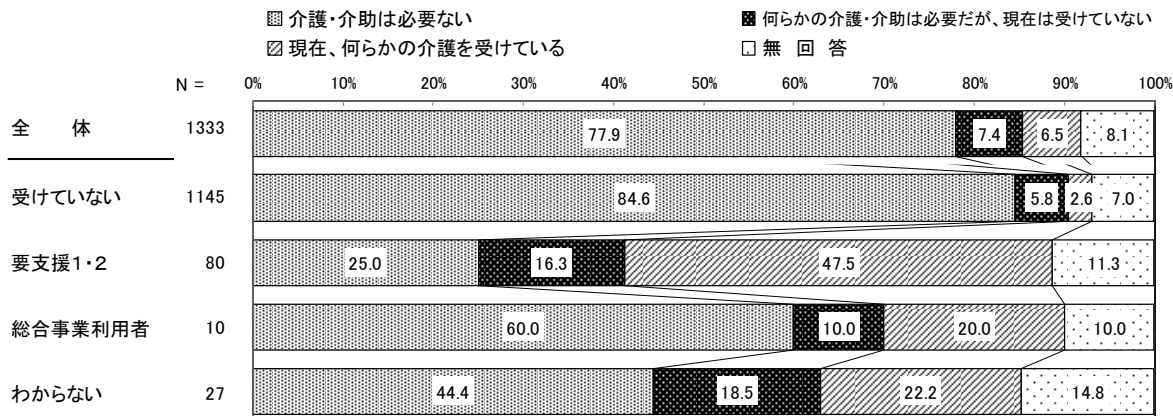


## (3) 介護が必要な状況

### ①介護・介助の有無

全体では、「介護・介助は必要ない」が77.9%（前回78.6%）と多くなっています。支援区分別では、要支援1・2で「現在、何らかの介護を受けている」が47.5%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が16.3%となっています。

問1(2) 普段の生活における介護・介助の必要[%]



### ②介護・介助が必要になった原因

全体では、「高齢による衰弱」が22.6%（前回17.0%）、「骨折・転倒」が18.8%（前回13.3%）、「糖尿病」が15.1%（前回9.6%）、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が11.3%（前回10.0%）、「心臓病」と「その他」がともに10.2%（前回7.8%、7.0%）と続いています。

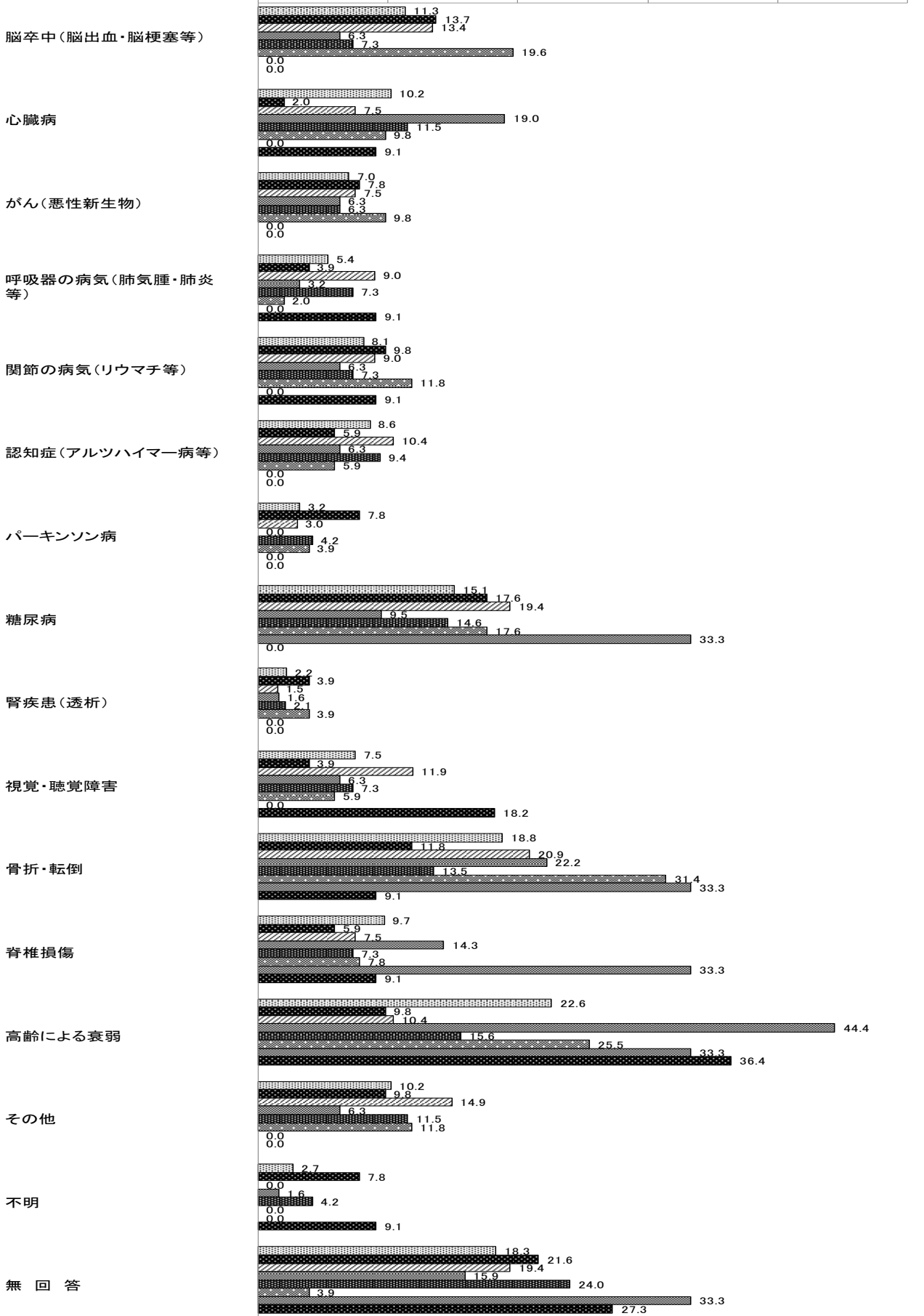
支援区分別では、要支援1・2で「骨折・転倒」が31.4%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が19.6%となっています。

問1(2)①介護・介助が必要になった原因〔%・複数回答〕

N = 186

全 体  
 85歳以上  
 総合事業利用者  
 74歳以下  
 受けていない  
 わからない  
 75~84歳  
 要支援1・2

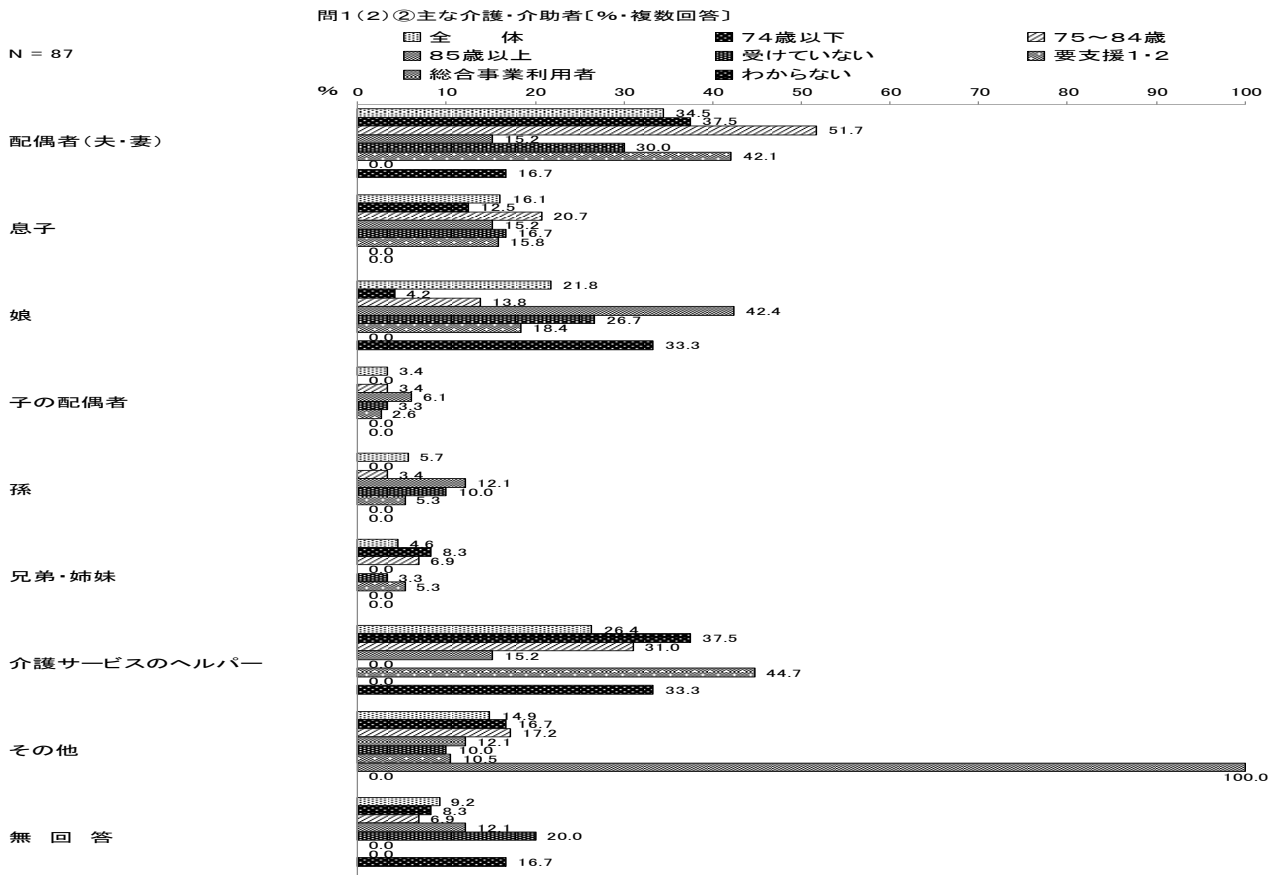
% 0 10 20 30 40 50



### ③主な介助者

全体では、「配偶者(夫・妻)」が34.5%(前回30.6%)、「介護サービスのヘルパー」が26.4%(前回30.6%)、「娘」が21.8%(前回18.4%)、「息子」が16.1%(前回14.3%)と続いています。

支援区分別では、要支援1・2で「介護サービスのヘルパー」が44.7%、「配偶者(夫・妻)」が42.1%と多くなっています。

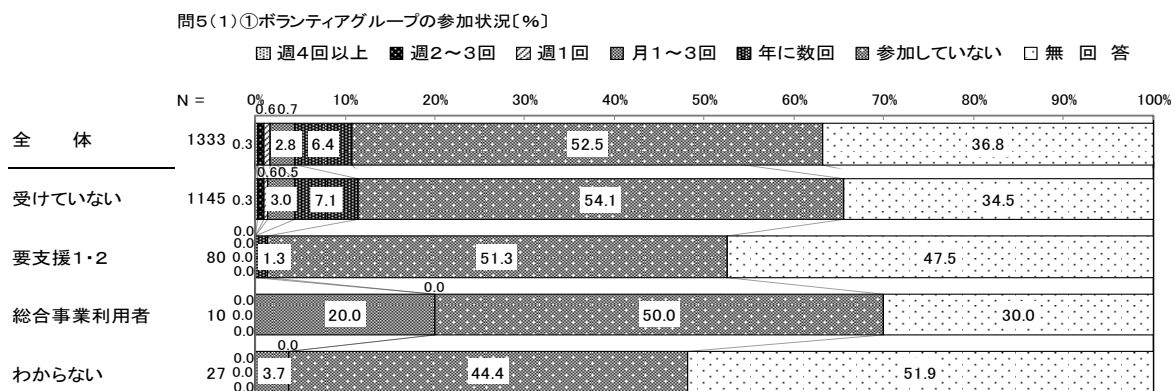


### (4) グループ活動等への参加頻度

#### ①ボランティアのグループ

全体では、「参加していない」が52.5%(前回43.7%)、『年に数回以上参加している(「週4回以上」、「週2～3回」、「週1回」、「月1～3回」と「年に数回」の計)』は10.8%(前回8.1%)となっています。

支援区分別では、要支援1・2で参加している回答が少なくなっています。

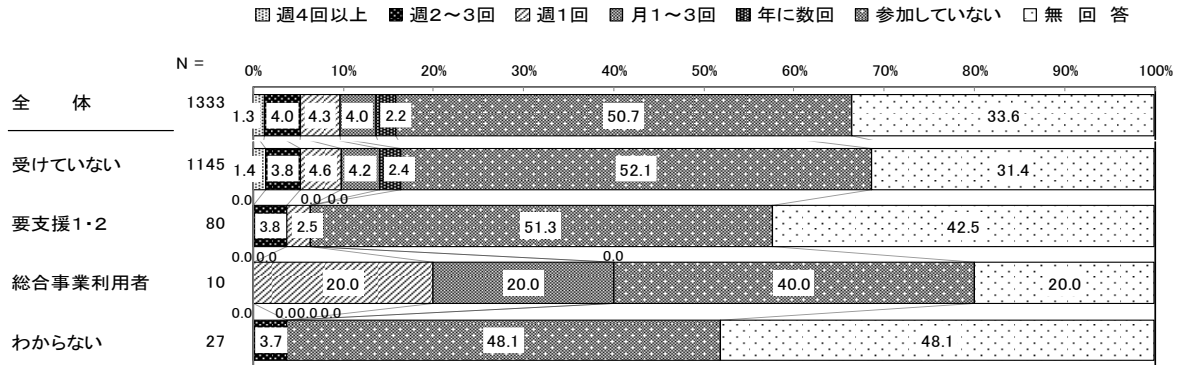


## ②スポーツ関係のグループやクラブ

全体では、「参加していない」が50.7%（前回41.4%）、『年に数回以上参加している』は15.8%（前回14.0%）となっています。

支援区分別では、要支援1・2で参加している回答が少なくなっています。

問5(1)②スポーツ関係グループ・クラブの参加状況[%]

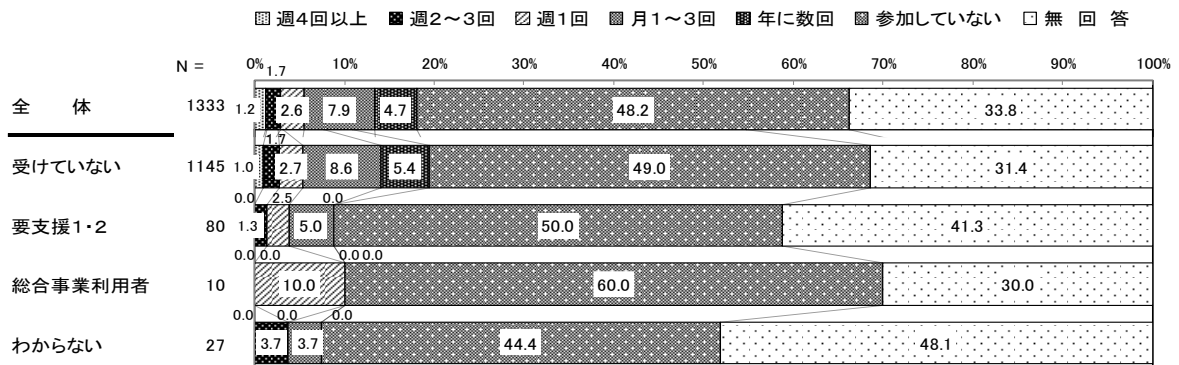


## ③趣味関係のグループ

全体では、「参加していない」が48.2%（前回38.2%）、『年に数回以上参加している』は18.1%（前回20.4%）となっています。

支援区分別では、要支援1・2で参加している回答が少なくなっています。

問5(1)③趣味関係のグループの参加状況[%]

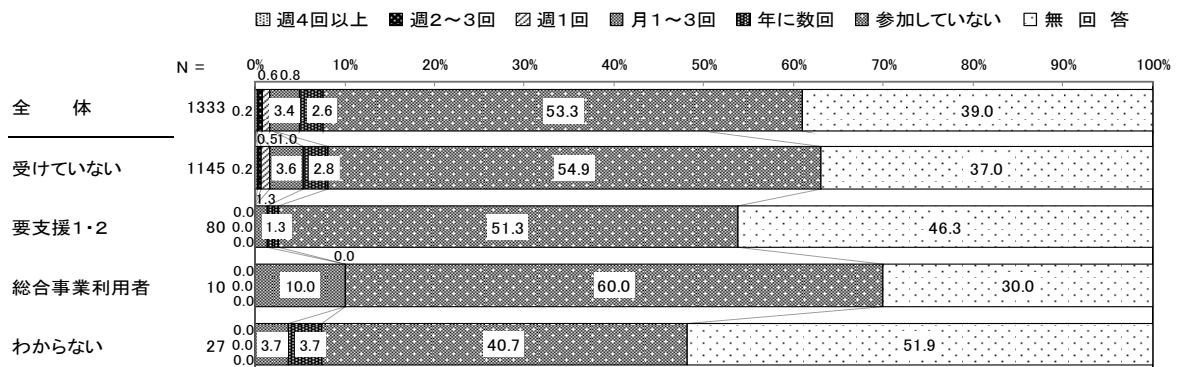


## ④学習・教養サークル

全体では、「参加していない」が53.3%（前回44.3%）、『年に数回以上参加している』は7.6%（前回5.5%）となっています。

支援区分別では、要支援1・2で参加している回答が少なくなっています。

問5(1)④学習・教養サークルの参加状況[%]

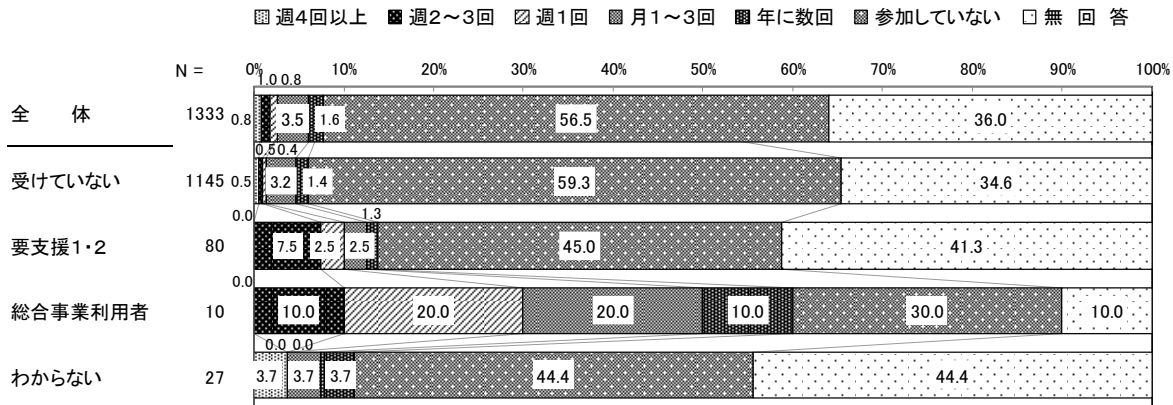


### ⑤ふれあい\*いきいきサロンなど介護予防のための通いの場

全体では、「参加していない」が56.5%（前回44.1%）と多く、『年に数回以上参加している』は7.7%（前回9.8%）となっています。

支援区分別では、要支援1・2で『年に数回以上参加している』が13.8%と多くなっています。

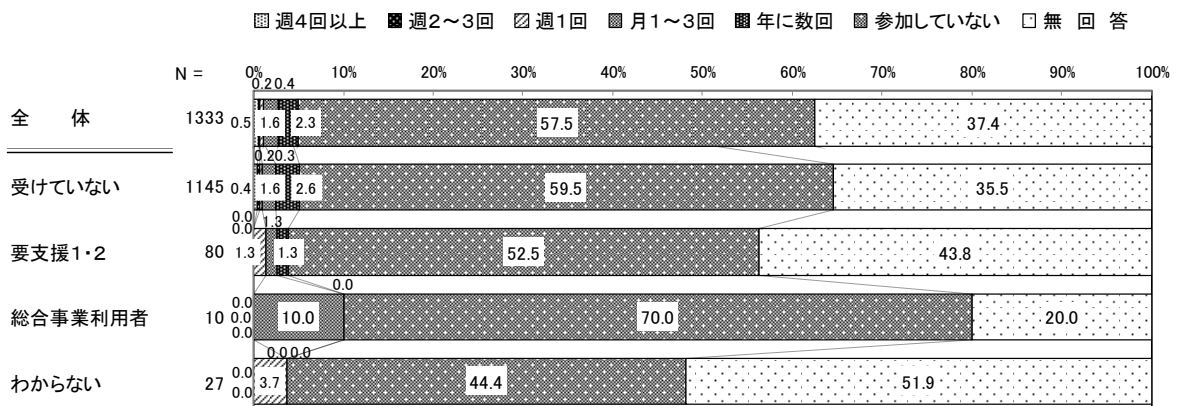
問5(1)⑤介護予防の通いの場の参加状況[%]



### ⑥老人クラブ

全体では、「参加していない」が57.5%（前回45.6%）、『年に数回以上参加している』は5.0%（前回5.8%）となっています。

問5(1)⑥老人クラブの参加状況[%]

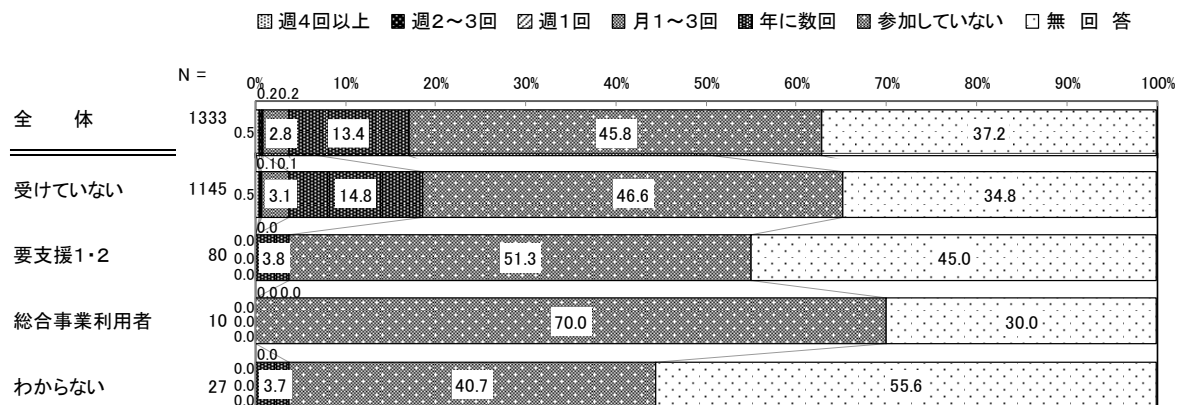


### ⑦町内会・自治会

全体では、「参加していない」が45.8%（前回35.1%）、「年に数回」が13.4%（前回14.6%）、『年に数回以上参加している』は17.1%（前回17.3%）となっています。

支援区分別では、要支援1・2で参加している回答が少なくなっています。

問5(1)⑦町内会・自治会の参加状況[%]

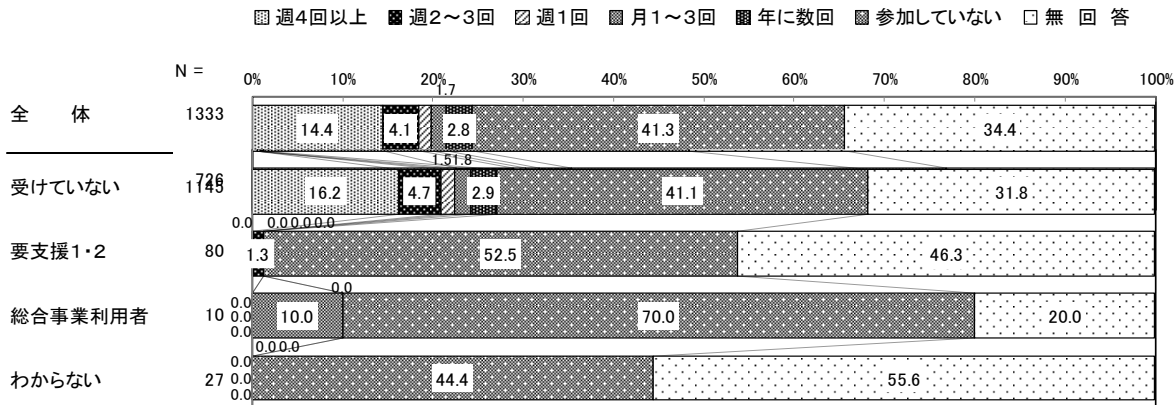


## ⑧収入のある仕事

全体では、「参加していない（仕事はしていない）」が41.3%（前回33.4%）、「週4回以上」が14.4%（前回11.9%）、「年に数回以上参加している」は24.3%（前回20.8%）となっています。

支援区分別では、要支援1・2で参加している回答が少なくなっています。

問5(1) ⑧収入のある仕事の参加状況[%]



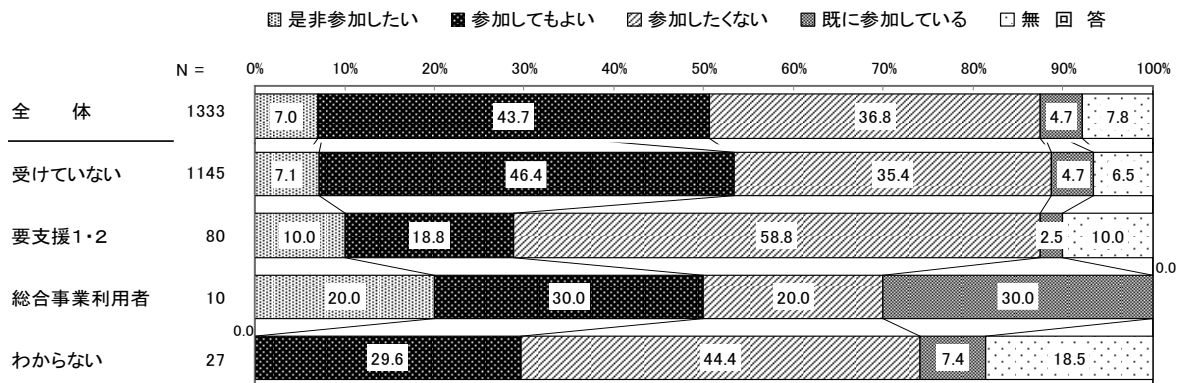
## (5) 地域住民による健康づくり・趣味等のグループ活動

### ①参加意向

全体では、「参加してもよい」が43.7%（前回44.8%）、「参加したくない」が36.8%（前回33.2%）となっています。

支援区分別では、要支援1・2で「参加したくない」が58.8%と多くなっています。

問5(2) 地域のグループ活動の参加意向[%]



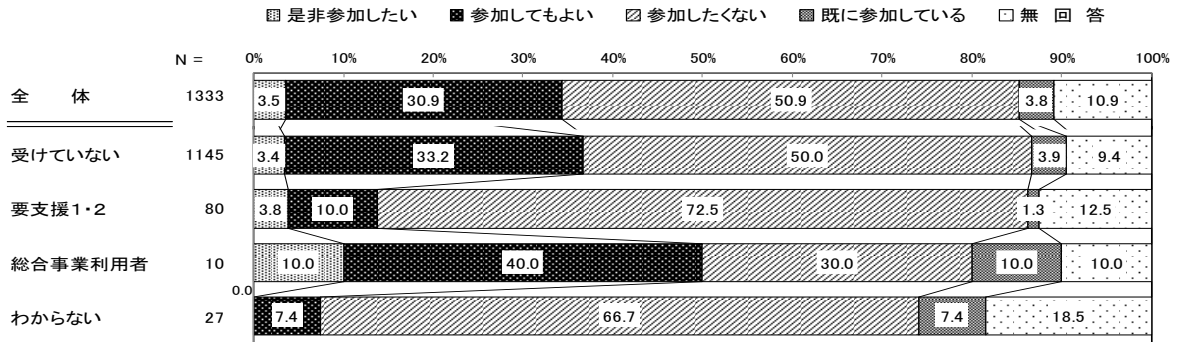
### ②企画・運営の協力

全体では、「参加したくない」が50.9%（前回49.1%）、「参加してもよい」が30.9%（前回32.5%）となっています。

支援区分別では、要支援1・2で「参加したくない」が72.5%と多くなっています。



問5(3)地域のグループ活動の企画・運営での参加意向[%]



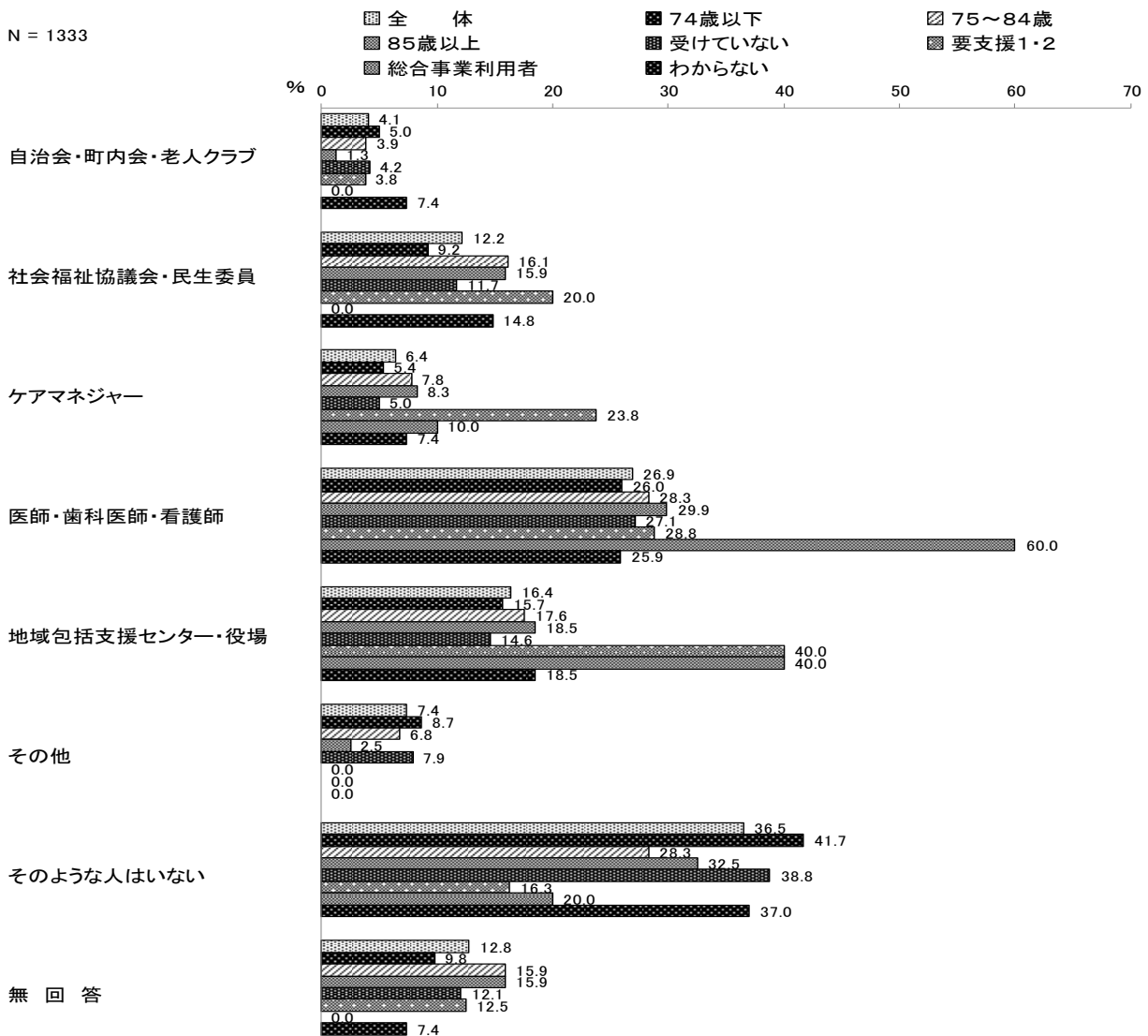
## (6) 毎日の生活でのこと

### ①家族や友人・知人以外で相談する相手

全体では、「そのような人はいない」が36.5%（前回32.8%）、「医師・歯科医師・看護師」が26.9%（前回27.3%）、「地域包括支援センター・役場」が16.4%（前回14.6%）、「社会福祉協議会・民生委員」が12.2%（前回12.2%）と続いています。

支援区分別では、要支援1・2で「地域包括支援センター・役場」が40.0%、「ケアマネジャー」が23.8%、「社会福祉協議会・民生委員」が20.0%となっています。

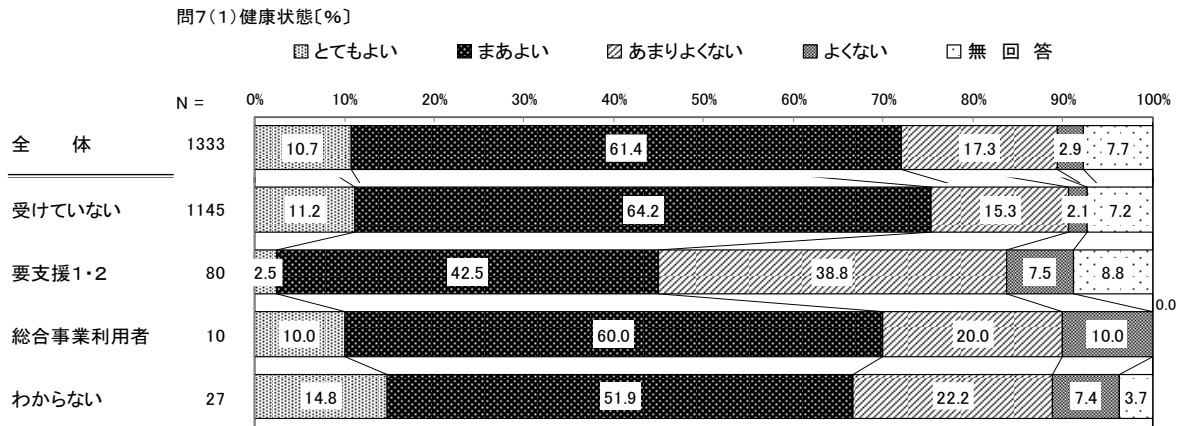
問6(5)家族や友人・知人以外の相談相手[%・複数回答]



## ②健康状態

全体では、「まあよい」が61.4%（前回62.7%）で、『よくない（「あまりよくない」と「よくない」の計）』が20.2%（前回19.8%）となっています。

支援区分別では、要支援1・2で『よくない』が46.3%と多くなっています。



## (7) 手助けに関すること

一般高齢者では、手助け「できること」が多く、①安否確認の声かけや②話し相手が25%前後となっています。要支援認定者では、手助け「してほしい」ことが多く回答されており、⑤電球交換などのちょっとした作業、⑩通院の付き添いや送迎、⑧除雪、④買物、⑨庭の手入れ、⑥ゴミ出しの順で回答が多くなっています。

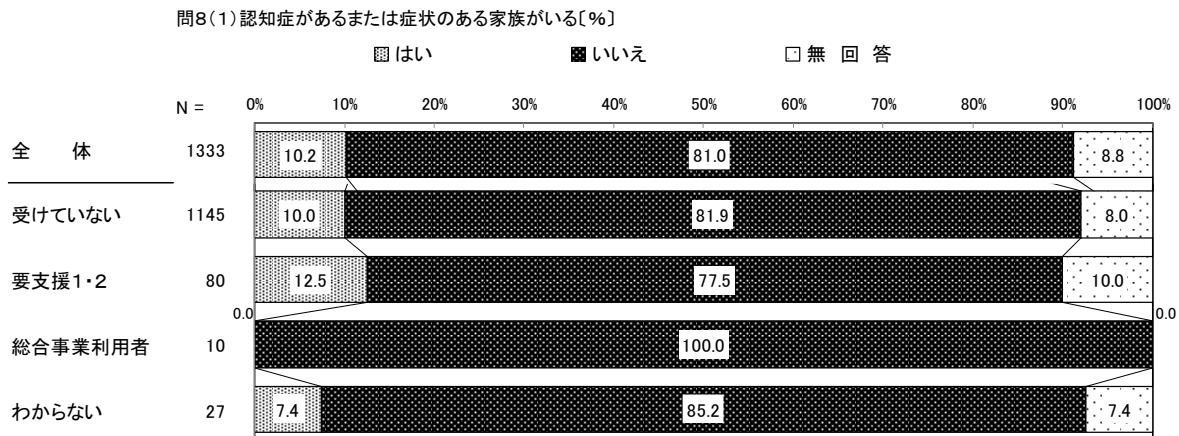
(%)

	一般高齢者			要支援認定者		
	していること	できること	してほしいこと	していること	できること	してほしいこと
①安否確認の声かけ	8.6	25.4	12.5	1.3	5.0	26.3
②話し相手	12.2	23.3	8.8	3.8	13.8	22.5
③悩みごと、心配ごとの相談	6.8	16.9	8.8	2.5	10.0	22.5
④買物	7.1	20.1	10.1	6.3	5.0	31.3
⑤電球交換などのちょっとした作業	4.7	18.0	11.2	6.3	3.8	35.0
⑥ゴミ出し	5.5	19.3	8.7	5.0	3.8	27.5
⑦簡単な家事(掃除・調理・洗濯等)	5.6	12.7	8.5	6.3	7.5	22.5
⑧除雪	5.4	14.9	15.2	6.3	3.8	32.5
⑨庭の手入れ	6.0	12.1	14.3	3.8	3.8	28.8
⑩通院の付き添いや送迎	6.1	14.0	12.7	2.5	5.0	35.0
⑪その他	0.2	0.7	0.4	0.0	1.3	6.3

## (8) 認知症に関すること

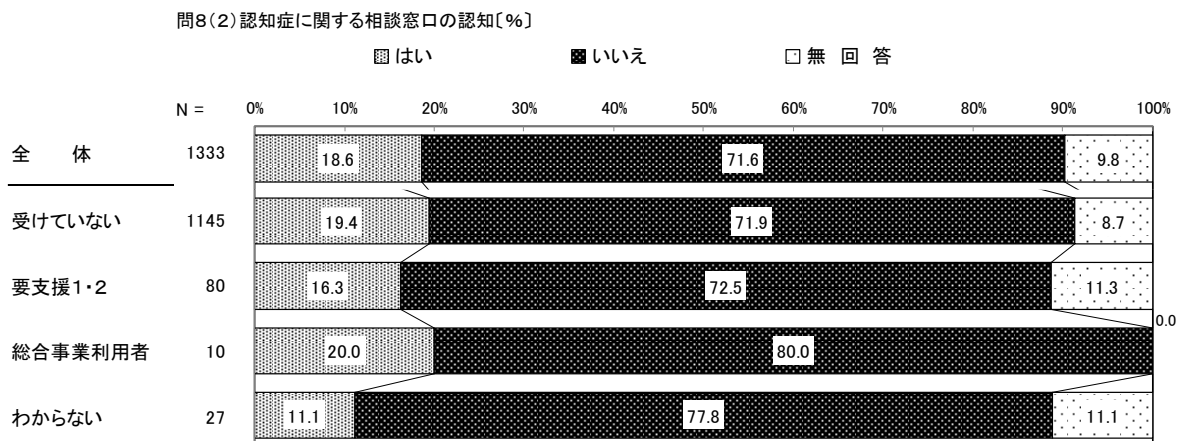
### ①認知症の症状がある家族の有無

「いいえ」が81.0%（前回81.5%）、「はい」は10.2%（前回8.6%）となっています。



### ②認知症に関する相談窓口の認知

「いいえ」が71.6%（前回70.2%）、「はい」は18.6%（前回21.2%）となっています。

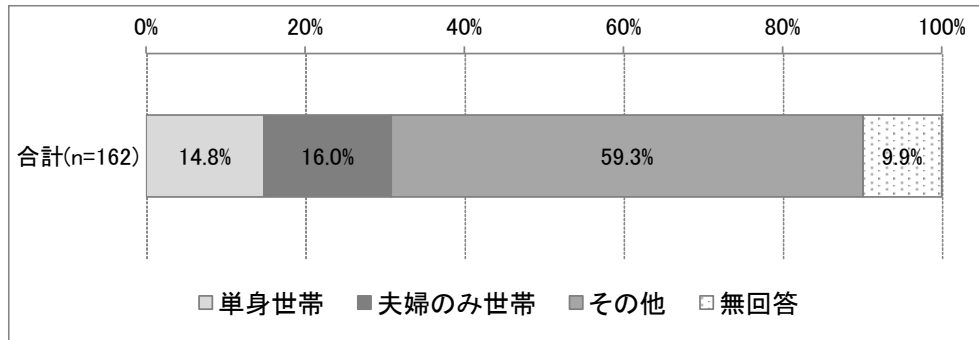


## 2.2 在宅介護実態調査

### (1) 回答者と家族の状況など

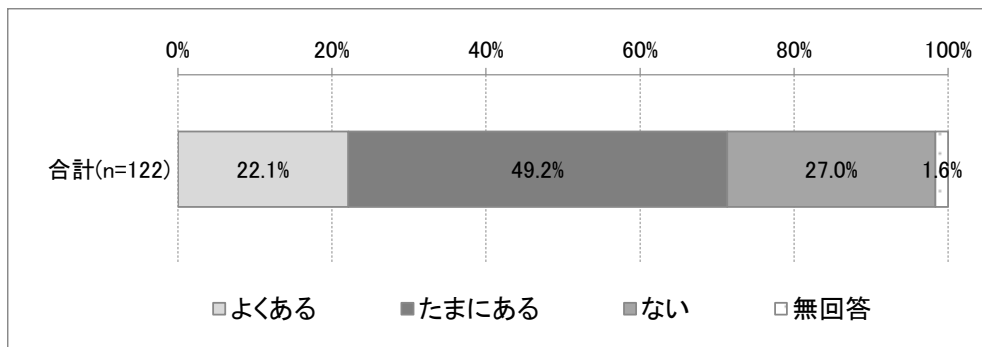
#### ① 家族構成

「その他」が59.3%と多く、「夫婦のみ世帯」が16.0%、「単身世帯」が14.8%となっています。



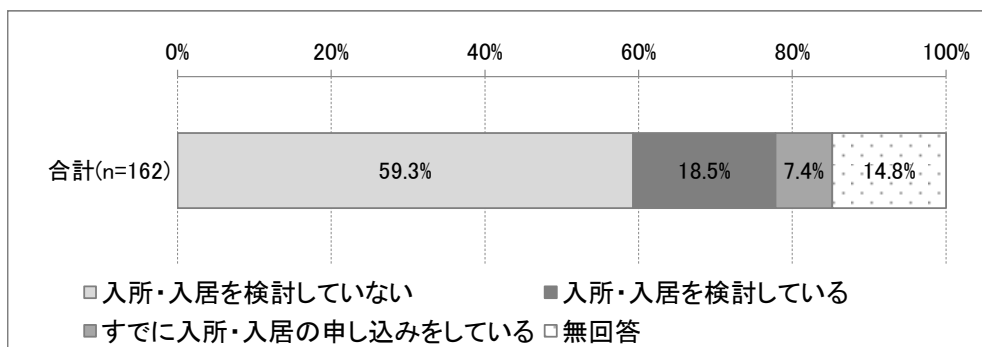
#### ② 日中独居の状況

「たまにある」が49.2%と多く、「ない」が27.0%、「よくある」が22.1%となっています。



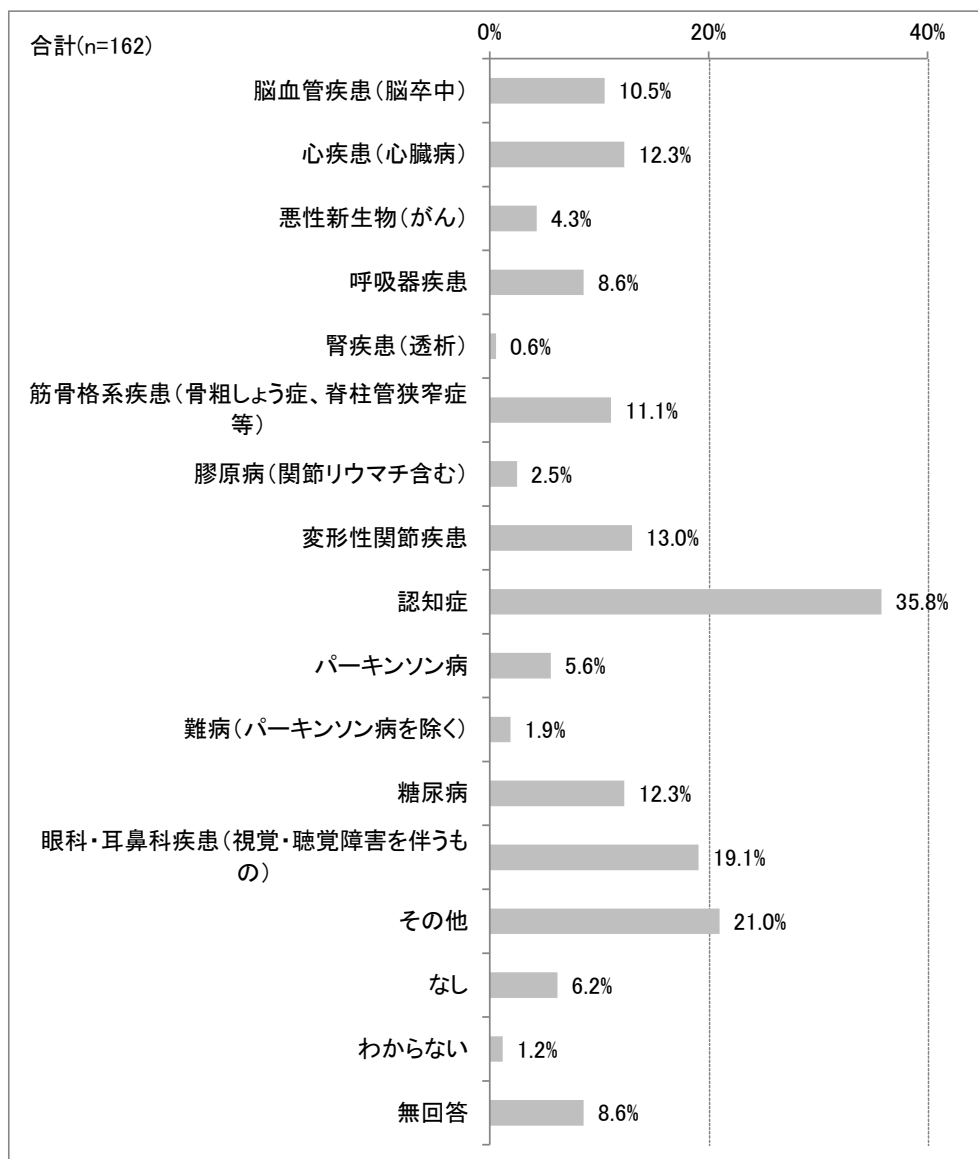
#### ③ 施設等への入所・入居の検討状況

「入所・入居を検討していない」が59.3%と半数を超え、「入所・入居を検討している」が18.5%、「すでに入所・入居の申し込みをしている」が7.4%となっています。



#### ④現在抱えている傷病

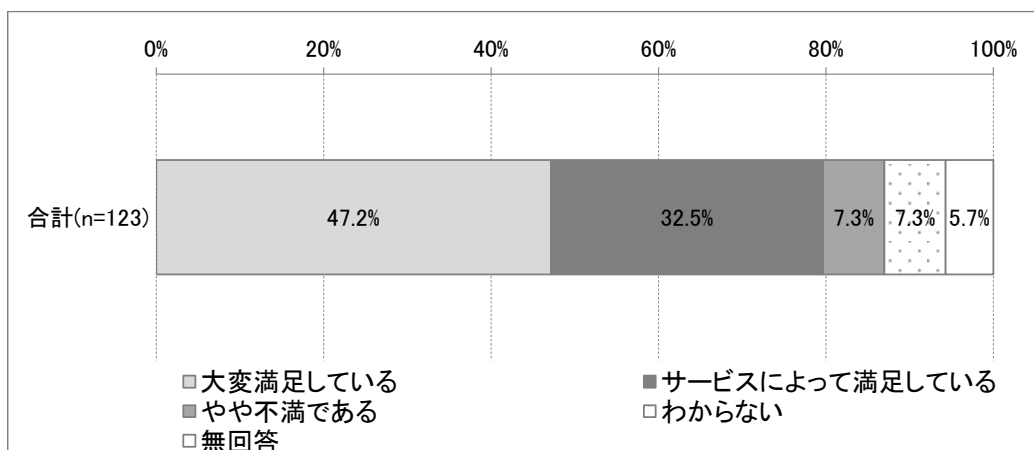
「認知症」が35.8%と多く、「その他」が21.0%、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が19.1%、「変形性関節疾患」が13.0%、「心疾患（心臓病）」「糖尿病」がそれぞれ12.3%と続いています。



## (2) 毎日の生活状況

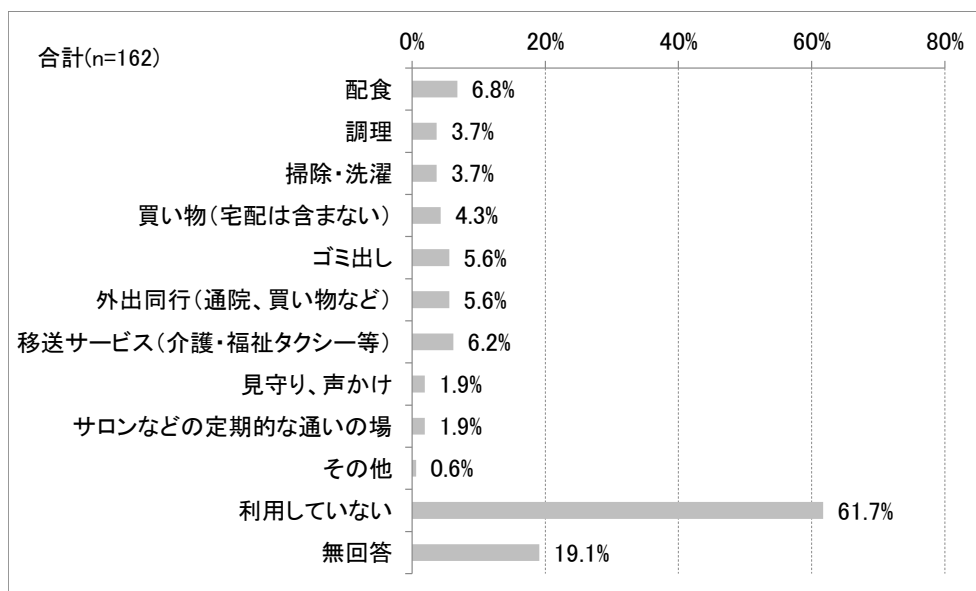
### ①利用している介護保険サービスの満足度

「大変満足している」が47.2%で、「サービスによっては満足している」の32.5%と合わせて満足度は79.7%と8割近くを占めています。



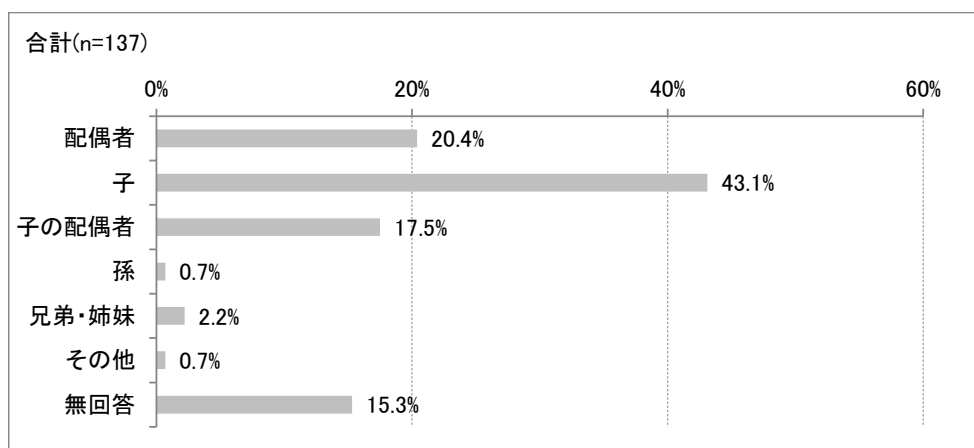
### ②介護保険サービス以外のサービス

「利用していない」が61.7%と多く、「配食」が6.8%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が6.2%、「ゴミ出し」と「外出同行（通院、買い物など）」がそれぞれ5.6%となっています。



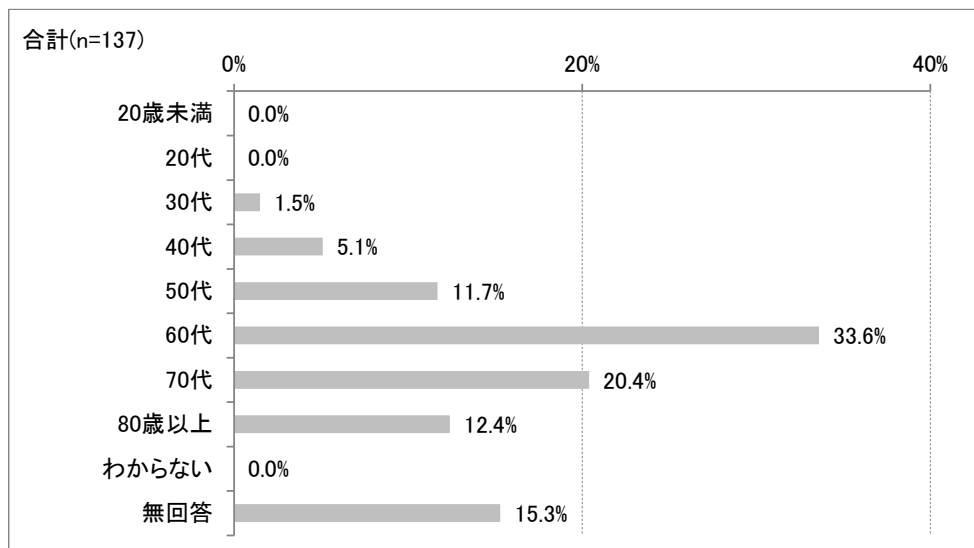
### ③主な介護者

「子」が43.1%と多く、「配偶者」が20.4%、「子の配偶者」が17.5%と続いています。



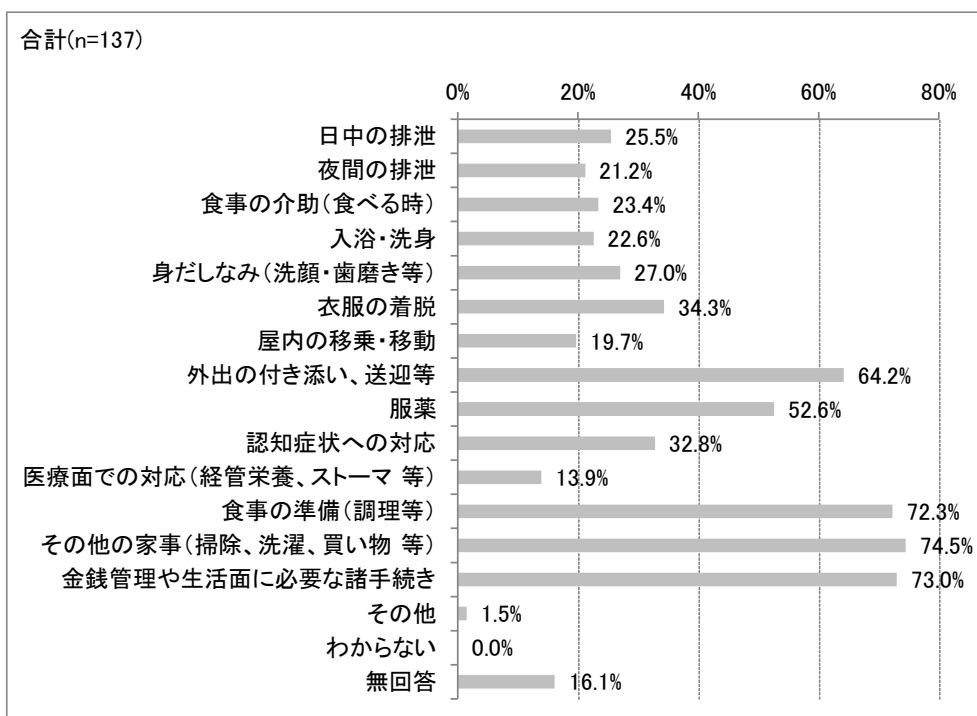
### ④主な介護者の年齢

「60代」が33.6%と多く、「70代」が20.4%、「80歳以上」が12.4%と続いています。



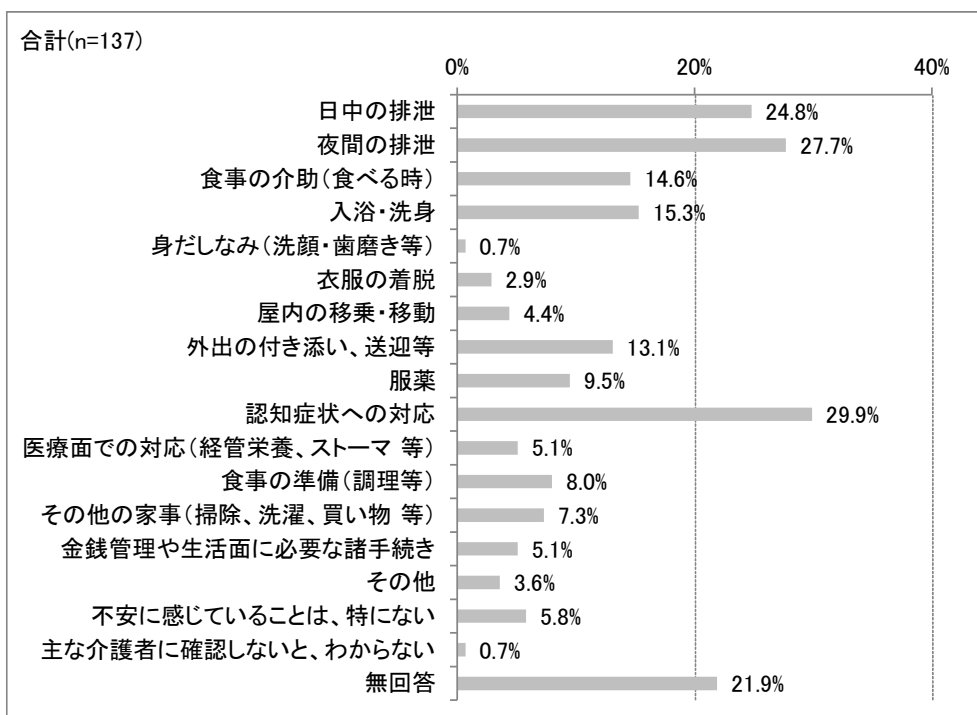
### ⑤主な介護者が行っている介護等

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が74.5%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が73.0%、「食事の準備（調理等）」が72.3%と多く、「外出の付き添い、送迎等」が64.2%、「服薬」が52.6%、「衣服の着脱」が34.3%と続いています。



### ⑥主な介護者が不安に感じる介護等

「認知症状への対応」が29.9%、「夜間の排泄」が27.7%、「日中の排泄」が24.8%と続いています。





## 第3章

# 計画の基本方向



# 第3章 計画の基本方向

## 1. 重点的に取り組む課題

### 課題1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

本町では、地域包括支援センターを委託方式で1か所設置し、総合相談・支援事業及び虐待防止をはじめとする権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業等を実施しています。

予防給付等対象サービスの訪問介護・通所介護については、平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しており、利用者も増加しています。加齢に伴って、関節疾患、転倒、骨折などの身体機能の低下がみられ、75歳以上の女性でこれらに対する不安が増大していることから、介護予防や各種事業の実施にあたっては、参加しやすくするための支援をあわせて検討していくことが課題です。

また、地域包括支援センターにおける包括的支援事業については、センターの運営、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業のそれぞれについて目標を計画に定める必要があり、目標を見据えて、各事業を推進していくことになります。これまで以上に担うべき役割が重要となっていることから、機能の充実を図り、庁内及び関係機関との連携を強化しながら、体制の拡充を図ることが課題です。

### 課題2 地域包括ケアシステムの構築、認知症施策の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めていく上では、在宅療養の支援や認知症高齢者を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関との連携強化とともに、地域で暮らしていくためには地域の理解と協力による「見守り」(安否確認、緊急時の対応、生活相談、配食サービスなど)が必要となっています。

地域包括支援センターでは、介護予防や認知症対策等の事業の実施と、相談支援や包括的・継続的ケアマネジメントも行っています。調査結果では、家族や友人・知人以外の相談先としての回答もみられ、町民に定着してきていることが伺えますが、専門職と地域活動団体等との連携強化も必要といえます。

また、地域包括ケアシステムの推進に向けたPDCAサイクルの実施をはじめ、自立支援・重度化防止に向けた取組みが重要となっており、地域包括支援センターの機能強化を図りながら各種施策を推進していくことが課題です。

### 課題3 高齢者や地域の自主的な地域活動の促進

アンケート調査では、地域活動への参加状況として、老人クラブや町内会活動へ参加されている状況がみられるものの、個人差や固定化などが見受けられます。高齢者の参加意向や協力しようとする気持ちを、活動の担い手となってもらえるようにつなげていくこと、活動内容を継続しやすいものに工夫することも必要です。今後は、社会参加活動や生きがい活動をさらに促進していくと同時に、ボランティア活動や支え合い活動など、住民同士の支え合いによる地域福祉の推進をさらに図っていく必要があります。

一方で、調査から日中ひとりで過ごす高齢者の増加が見受けられることから、見守り支援の強化や、寄り合える場所づくりなども引き続き取り組む課題です。

また、担い手の育成について、高齢者が高齢者を支える視点と、高齢者を支える地域の人たちの関わり方を、無理のない形で構築していくことが可能かという視点も重視していきます。

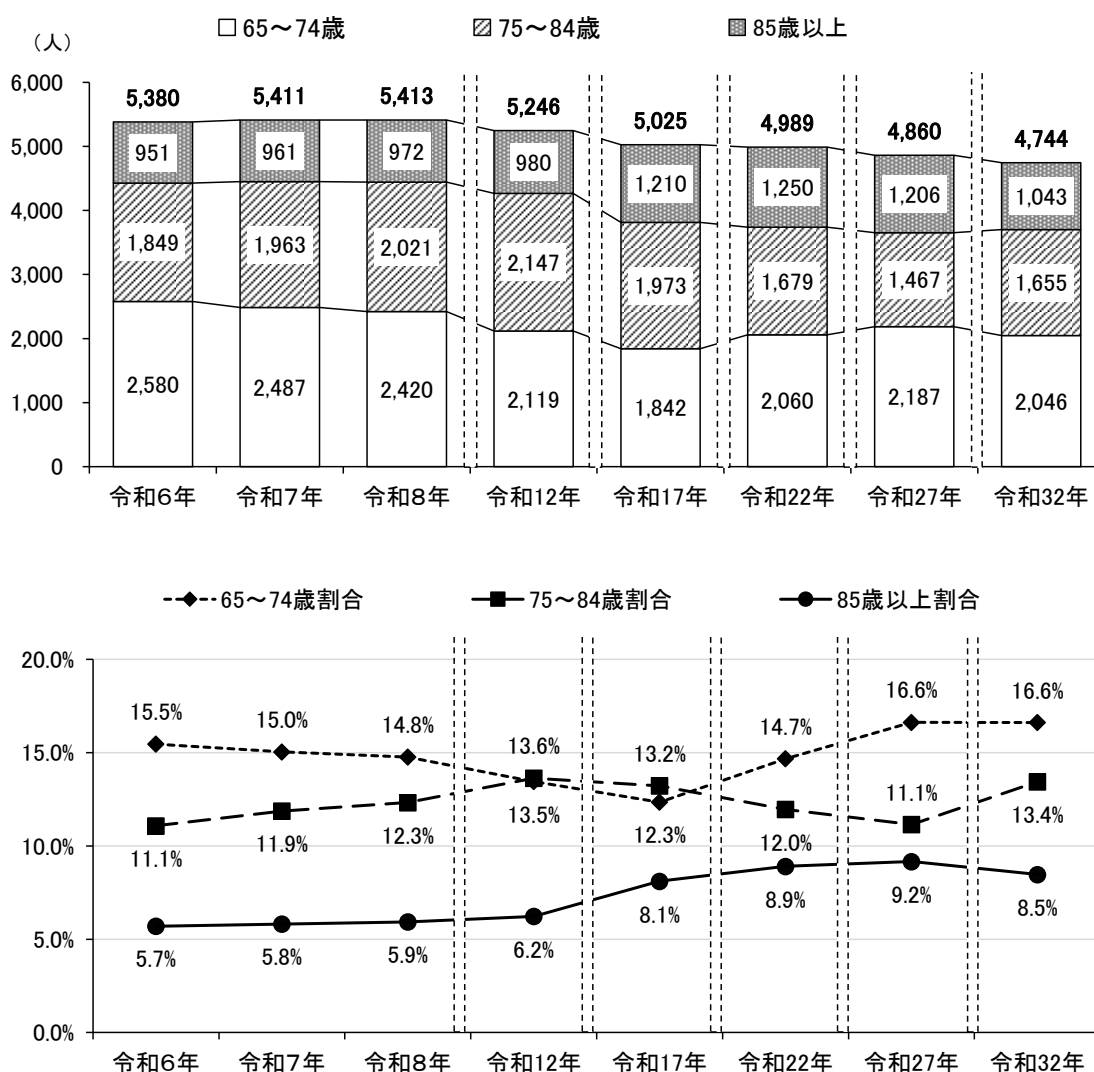
## 2. 高齢者人口等の予測

### 2.1 介護保険被保険者数等の推計

平成30年から令和4年の4か年平均のコーホート変化率で算出した高齢者の推計人口は、令和6年が5,380人から令和8年は5,413人に微増し、令和12年は5,246人、令和32年は4,744人と見込まれます。

今後は、65～74歳の前期高齢者が令和17年以降2,000人前後で推移し、75歳以上の後期高齢者は減少する見込みで、令和22年以降は3,000人を下回る見込みとなっています。

高齢者人口の推計(住民基本台帳・各年9月末現在)



本計画期間中は、第1号被保険者と第2号被保険者が同程度で推移すると見込まれます。また、前期高齢者の微減が見込まれ、高齢者数は令和8年度で5,413人、高齢化率は33.0%に上ると推計されます。

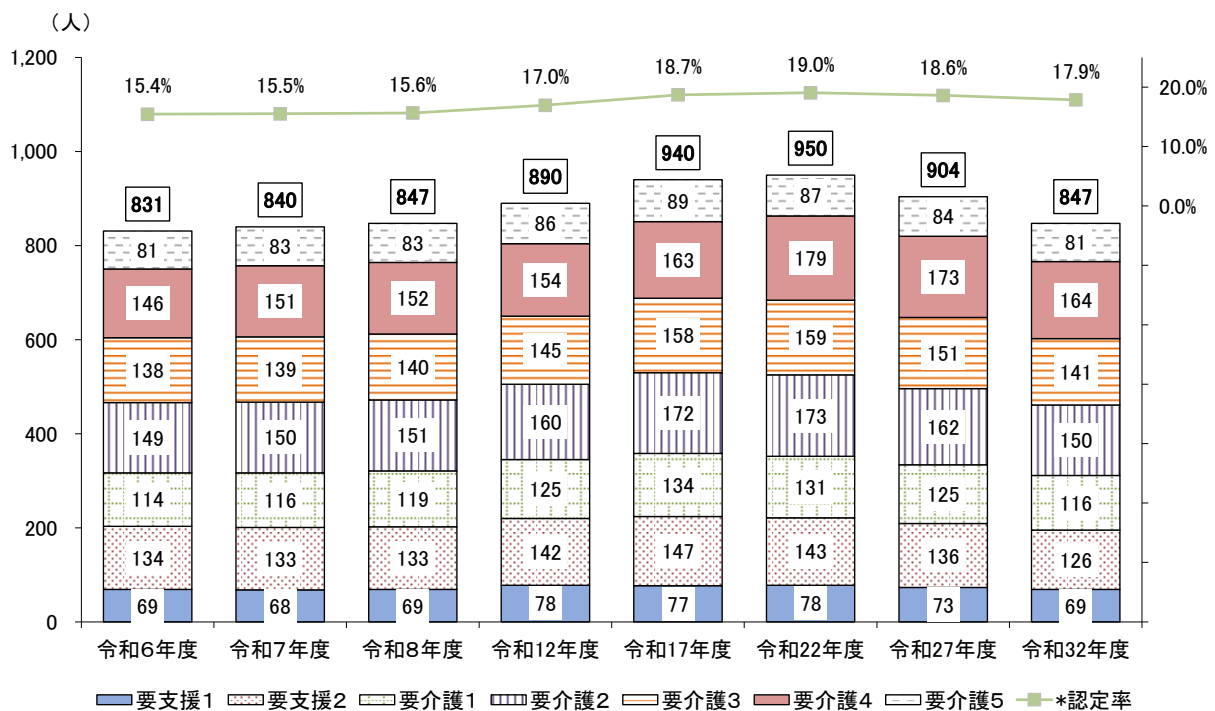
介護保険被保険者数の推計

(人)	本計画期間の推計値			参考				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
総人口	16,685	16,536	16,389	15,746	14,918	14,038	13,157	12,312
第2号被保険者 (40～64歳)	5,359	5,341	5,306	5,293	5,072	4,575	4,141	3,724
第1号被保険者 (65～74歳)	2,580	2,487	2,420	2,119	1,842	2,060	2,187	2,046
第1号被保険者 (75歳以上)	2,800	2,924	2,993	3,127	3,183	2,929	2,673	2,698
第1号被保険者 合計	5,380	5,411	5,413	5,246	5,025	4,989	4,860	4,744
高齢化率	32.2%	32.7%	33.0%	33.3%	33.7%	35.5%	36.9%	38.5%

## 2.2 要支援・要介護認定者数の推計

近年の要支援・要介護認定者数の動向と、高齢者における出現率等を要支援・要介護度、年齢別等で把握し、計画期間の人数を見込みます。令和6年度は831人で令和8年度では847人に推移しており、令和17年度に900人を超える見込みで、その後減少していくことが見込まれます。

要支援・要介護認定者数の推計



### 3. 日常生活圏域の設定

---

日常生活圏域とは、介護保険法第 117 条第 2 項に「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と規定されています。

現在、町内に地域包括支援センターを 1 か所設置しており、高齢者とその家族からの相談への対応、介護予防事業等を関係機関との連携を図りながら実施しています。日常生活圏域及び地域包括支援センターの設置は、これまでと同様に 1 圏域とします。

### 4. 基本理念

---

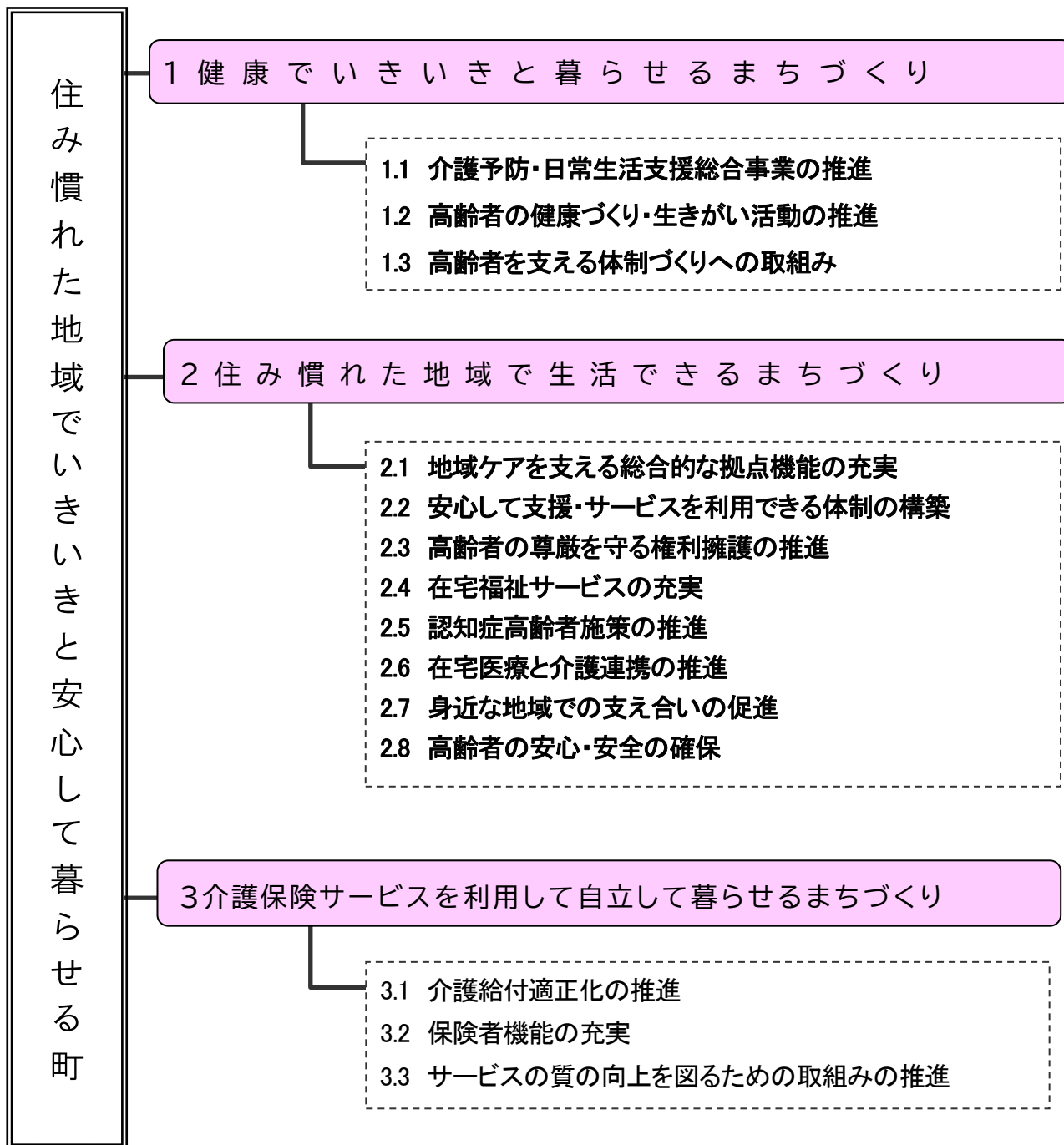
本計画では、これまでの成果や課題を引き継ぎつつ、いわゆる“団塊の世代”が 75 歳以上の後期高齢期を迎える 2025 年（令和 7 年）に加え、“団塊の世代”の子ども世代が 65 歳を迎える 2040 年（令和 22 年）もあわせて見据え、今後 3 年間の計画期間の中で、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めていきます。

『住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる町』を基本理念とし、町民・事業者等と連携・協働しながら、その実現に努めていきます。

**住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる町**

## 5. 施策の体系

### 高齢者施策の展開





## 第4章

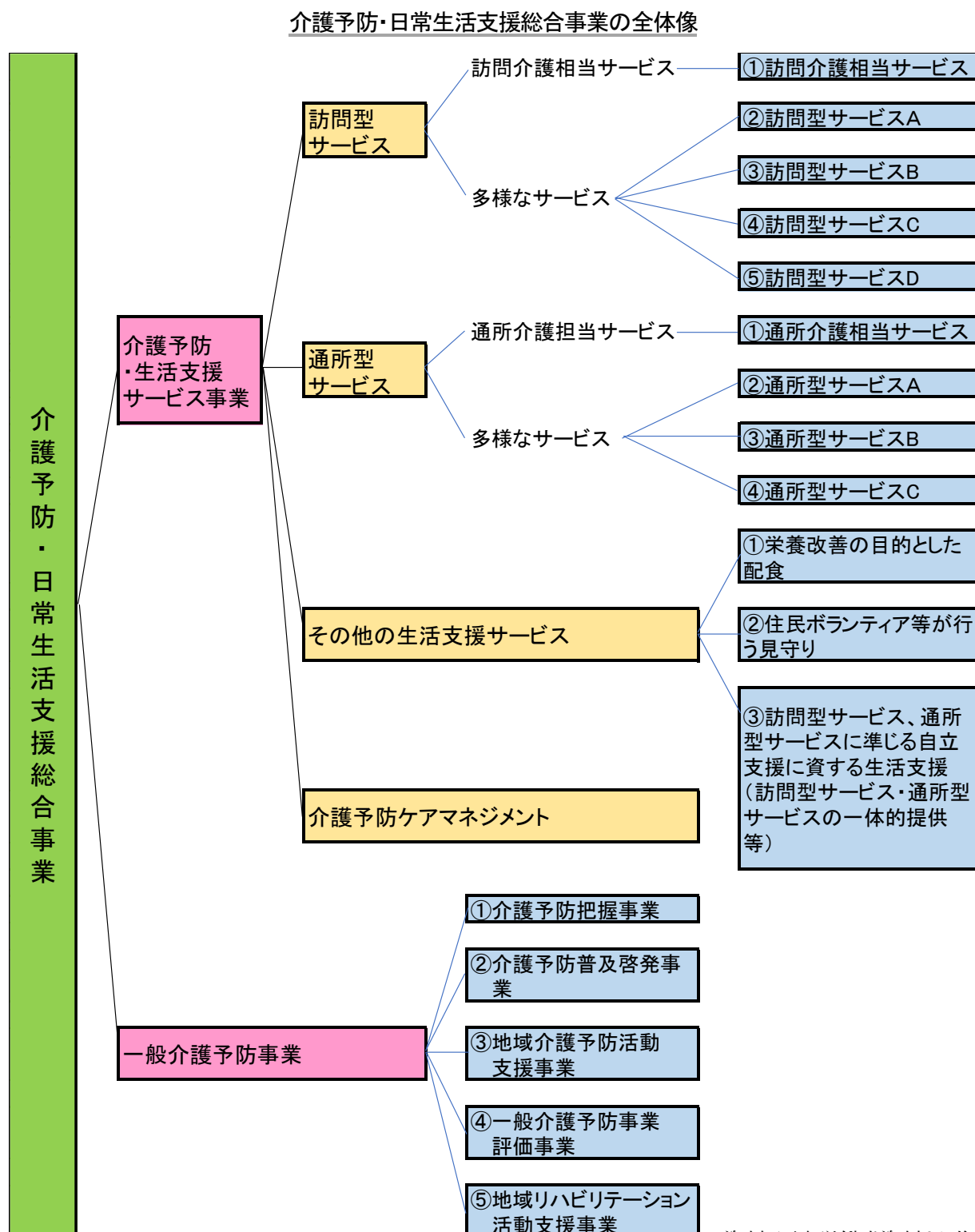
# 高齢者施策の展開



# 第4章 高齢者施策の展開

## 1. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

要支援認定者に対する訪問型サービス及び通所型サービスは、平成 29 年 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行して実施しています。



資料:厚生労働省資料より作成

## 1.1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように従来の介護予防事業が見直された事業です。訪問型サービスや通所型サービスは従来の介護保険制度から移行されたもので、要支援者と基本チェックリストの該当者が利用可能となっています。

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ①訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護と同じようにホームヘルパーによる身体介護や生活援助のサービスのほか、基準緩和型の生活援助も利用できます。

現在は、従来型の訪問介護相当サービスを実施していますが、今後は必要に応じて、その他の多様な主体によるサービスの実施などを検討していきます。

#### ②通所型サービス

従来の介護予防通所介護と同じように通所介護施設で入浴や排泄、食事などの日常生活上の支援を日帰りで利用できるほか、基準緩和型の機能訓練、栄養改善や口腔機能の向上といった選択的サービスも利用できます。

現在は、従来型の通所介護相当サービス実施していますが、今後は必要に応じて、その他の多様な主体によるサービスの実施などを検討していきます。

#### ③生活支援サービス

軽度の生活支援を必要とする高齢者が増加する中、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが求められています。社会参加や社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることを踏まえ、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりに向け、生活支援体制整備事業を継続して実施します。

#### ④介護予防ケアマネジメントの推進

現在、地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・福祉・介護等の関係機関との緊密な連携のもとで、適切かつ効果的な介護予防につながるケアマネジメントを実施しています。今後も高齢者ができるだけ介護を必要とせず、健やかで明るくいいきと暮らせるように、また、介護が必要となる状態を少しでも引き延ばすことができるように、健康づくりや介護予防の取組みを盛り込んだ、自立支援型のケアマネジメントを推進していきます。

##### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
訪問型相当サービス	月平均 54 人	月平均 42 人	月平均 54 人
通所型相当サービス	月平均 89 人	月平均 91 人	月平均 90 人
生活支援サービス	-	-	-
介護予防ケアマネジメントの推進	1,245 件	1,122 件	1,200 件

#### (2) 一般介護予防事業

高齢者全般を対象とし、主に介護予防の普及・啓発を継続して実施します。

今後も高齢者が可能な限り自立した生活が送れるよう、各地区のサロンや通いの場に理学療法士等の専門職を派遣して介護予防の体操を指導するなど、積極的に介護予防の普及・啓発を図り、若いうちから健康づくりや介護予防について考えていけるよう啓発に努めます。

##### ①介護予防普及・啓発事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防へつなげていくことが必要です。介護予防についての基本的な知識の普及を図るため、パンフレットや町の広報誌などを活用して日常の運動・体操の重要性と食生活の影響を啓発し、健康教育や健康相談、訪問指導なども実施していきます。

##### ②地域介護予防活動支援事業

地域で活躍している保健推進員、老人クラブ、行政区等の地区組織に、町の介護予防事業の周知を図り、住民主体の介護予防事業として各地区での活動に取り組んでもらえるよう支援していきます。

また、出前講座などを通じて、介護予防活動をサポートするボランティア人材や、自主的な地域介護予防活動を展開する組織の育成に努めます。

##### ③一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の実施による生活機能の維持・改善の成果を定期的に評価し、事業の実施方法の改善等につなげていきます。

### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
介護予防普及・啓発事業	サロン事業 23 地区、 通いの場6グループ	サロン事業 20 地区、 通いの場5グループ	サロン事業 20 地区、 通いの場5グループ

## 1.2 高齢者の健康づくり・生きがい活動の推進

### (1) 健康づくりの支援

#### ①健康教育

健康でいきいきと暮らせるまちづくりと介護予防のための主なサービスとして、健康増進事業を実施します。

#### 事業の概要

事業名	対象者	内容	場所
ヘルスステーション事業	肥満度の高い者	肥満改善運動	福社会館

#### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
健康教育(全体)	登録者数:88 人 参加延人数:2,674 人 回数:274 回	登録者数:88 人 参加延人数:2,967 人 回数:276 回	登録者数:85 人 参加延人数:2,900 人 回数:276 回

#### ②健康診査

特定健康診査、骨粗しょう症検診、結核検診、肝炎ウイルス検査を継続して実施するとともに、未受診者と要精密検査対象者への受診勧奨を行います。

#### 事業の概要

事業名	対象者	検診内容	場所
特定健康診査	40 歳～74 歳	メタボリックシンドロームに着眼した検診	保健福祉センター
骨粗しょう症検診	40 歳～70 歳(5年ごと)	踵骨の超音波検査	保健福祉センター
結核検診	65 歳以上	胸部X線間接撮影	保健福祉センター
肝炎ウイルス検査	40 歳になる方及び 40 歳以上の未受診者	血液検査	保健福祉センター

### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
健康診査	特定健診:46.9% (法定報告値) 骨粗しょう症検診:21.5% 結核検診:27.7% 肝炎ウイルス検査:36人	特定健診:47.8% 骨粗しょう症検診:20.6% 結核検診:28.5% 肝炎ウイルス検査:29人	特定健診:48.8% 骨粗しょう症検診:22.6% 結核検診:30.5% 肝炎ウイルス検査:35人

### ③がん検診

各種がん検診を継続して実施するとともに、未受診者と要精密検査対象者への受診勧奨を行います。

### 事業の概要

	対象者	検診内容	場所
胃がん検診	40歳以上	X線撮影	保健福祉センター
肺がん検診	40歳以上	胸部X線間接撮影	保健福祉センター
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査	保健福祉センター
子宮がん検診(頸部)	20歳以上偶数年齢	専門医師による子宮頸部の細胞診	保健福祉センター
乳がん検診	40歳以上偶数年齢	専門医師による視触診及びマンモグラフィー	保健福祉センター

### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
がん検診	胃がん検診:11.0% 肺がん検診:19.9% 大腸がん検診:15.4% 子宮頸がん検診:11.3% 乳がん検診:14.1%	胃がん検診:10.0% 肺がん検診:19.1% 大腸がん検診:14.9% 子宮頸がん検診:10.2% 乳がん検診:12.5%	胃がん検診:12.0% 肺がん検診:21.1% 大腸がん検診:16.9% 子宮頸がん検診:12.2% 乳がん検診:14.5%

### ④訪問指導

健診結果等から生活習慣病のリスクの高い人の自宅に訪問し、生活習慣の改善や食事指導を行います。

### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
訪問指導	1人	7人	2人

### ⑤感染症対策

町民や介護保険サービス事業所等に対し、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の予防、感染拡大防止策、新しい生活様式等について周知・啓発を行います。感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築に努めます。

## (2) 高齢者の社会参加活動の促進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすためには、家族や友人に囲まれながら生きがいを持って生活することが重要です。

今後は、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援するとともに、生涯学習事業の推進、社会活動への参加など、より一層の生きがい活動を展開します。

### ①老人クラブの活動支援

老人クラブでは、会員の意見に基づき、「生活を豊かにする楽しい活動」や「地域を豊かにする社会活動」など様々な活動が行われています。この活動が継続できるよう支援を行います。

### ②生涯学習事業

高齢者学級「ことぶき大学」事業を通じて高齢者が活力ある日常生活を過ごせるよう、本講座及び13分科部による趣味・教養・レクリエーションの学習機会の提供や館外研修を実施します。

### ③シルバー人材センターの活動支援

シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある高齢者を対象に、地域と連携しながら、その知識、経験、能力、希望を活かした働く機会の確保を目指していきます。

実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
老人クラブの活動支援	281人	274人	260人

## 1.3 高齢者を支える体制づくりへの取組み

### (1) 多様な主体による介護予防の推進

健やかで明るくいいきいきと暮らすため、介護が必要となる状態を予防できるような健康づくり、介護予防の取組みを推進するとともに、ボランティア・老人クラブ等も含め多様な主体の関わり、参加を促進して継続して実施します。

### (2) 地域活動を支える人材の育成と活用

近所づき合いを深め、地区での声かけを行うなど、地域社会の中で支え合う仕組みづくりが課題となっています。地域コミュニティのつながりを第一に、民生委員等との連携のもと、地域と行政の協働による地域福祉活動を推進します。

### (3) 健康づくりや地域づくりへの町民の参画促進

民間とも連携して、包括的な健康づくりの担い手の育成や地域づくりへの参加促進などに努めます。



#### (4) ボランティア・地区活動支援

##### ① ボランティアネットワーク事業

「支え合い」による地域づくりとして、福祉ボランティア、教育ボランティアなどの人材の登録と派遣管理を総合的に行うボランティアネットワークづくりを検討します。

##### ② 行政区活動支援事業

行政区活動に対する支援に努めます。

##### ③ 協働のまちづくり推進事業

協働のまちづくり推進に向けた中長期的な総合的ビジョンを示し、協働のまちづくり活動の推進に努めます。

#### <介護予防・自立支援の目標>

指標	現状	目標		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定率の上昇の抑制	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%
住民主体による 介護予防教室の増加	5か所	6か所	7か所	8か所
協議体の活動	適宜活動	適宜活動	適宜活動	適宜活動

## 2. 住み慣れた地域で生活できるまちづくり

### 2.1 地域ケアを支える総合的な拠点機能の充実

#### (1) 地域包括支援センター

「地域包括支援センター」は地域ケアを支える総合的な拠点として、高齢者の保健・医療・福祉・介護を推進していく重要な機能を果たす場となります。

高齢者の介護予防事業を実施する主体となるとともに、高齢者の暮らしや健康全般に関わる相談をはじめ、ケアマネジャーへの支援・連携など重要な役割を担っており、次の事業を実施しています。

【介護予防ケアマネジメント事業】	【総合相談・支援】
【包括的・継続的なケアマネジメント支援事業】	【一般介護予防事業】
【認知症総合支援事業】	【生活支援体制整備事業】
【権利擁護・成年後見事業】等	

#### (2) 地域ケア会議等

「地域ケア会議」では、ケアマネジャーの抱えている困難ケースの検討会や研修会を必要に応じて実施してきました。年に3回開催している「自立支援型地域ケア会議」は、多職種協働によるケアマネジメント支援を行いながら自立支援につなげるとともに、地域のネットワークを構築して実行性のあるものとして定着を図ります。

これまでの取組みを継続しつつ、会議の持ち方、内容や開催の仕方について検討し、両会議の充実を図ります。

実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
自立支援型地域ケア会議	2回実施	3回実施	3回

### 2.2 安心して支援・サービスを利用できる体制の構築

#### (1) 生活支援コーディネーターの配置による体制づくりの推進

##### ①生活支援コーディネーターによる地域支え合い活動の推進

「生活支援コーディネーター」は、高齢者のニーズとボランティアなどの地域資源をマッチングさせ、生活支援の充実を図る上で重要な役割を担う調整役です。今後も住民主体の協議体で検討された地域支え合い活動、介護予防・生活支援サービス事業の拡充に向け、関係機関と連携しながら推進していくとともに、高齢者が安心して支援・サービスを利用できる体制づくりに向け、さらなる環境整備を進めます。

## ②民生委員活動等との連携

様々な分野の活動に参加する機会や場が得られように、民生委員、老人クラブ、自治会等の協力を得て、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への訪問、自主的な活動を継続して支援し、地域福祉の推進及び住民参画への協力を図ります。

### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
生活支援コーディネーターによる地域支え合い活動の推進 (買い物バスツアー)	高齢者サロンのメンバー等を対象に、試験的に実施。 (18回実施 39人)	町のバスを使用し、試験的に4回実施。次年度からの本格実施に備える。 (17回実施 39人)	免許返納等で運転できず買物に困っている方等が対象。ただし、自力で車の乗降、店内移動、自ら判断して買い物ができること。(10回実施212人)

## (2) 家族介護支援

要介護者を支えている家族等の介護者の負担を軽減するための施策を推進するとともに、介護問題を共有し、相談し合える機会と体制の確保を図ります。

## 2.3 高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進

### (1) 相談支援体制の充実

高齢者や認知症の人等の権利擁護を推進するため、成年後見等の支援を行っていきます。地域包括支援センターにおいて、権利擁護支援事業や成年後見制度の相談対応をしており、民生委員や家族、あるいは高齢者自身からの虐待等に関する相談等に迅速に対応できるよう、総合相談・支援体制を構築します。

### (2) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進

日常生活自立支援事業や成年後見制度についての普及・啓発に努めます。また、将来、認知症になる不安を解消するため、事前に申立てを行う任意後見制度についても周知を図ります。これらの制度について、福祉関係者や民生委員に対し研修等を通じて理解を深められるように啓発を行い、高齢者等の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進を図るため、関係者とのネットワーク形成及び権利擁護支援体制を確立します。なお、第6章で「成年後見制度利用促進計画」についてまとめています。

### (3) 高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者が住み慣れた地域で安全かつ安心した生活が送られるよう、地域包括支援センターを中心とした各機関の相互連携により、高齢者虐待の早期発見と迅速な対応に努めます。

## 2.4 高齢者福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、健康に不安のある高齢者などが住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者福祉サービス事業を実施します。

矢吹町高齢者福祉サービス事業の概要

	対象者					内容
	要介護度 4・5の者等	高齢者 ひとり暮らし	世帯 高齢者のみの	寝たきり 高齢者	全ての 高齢者	
配食サービス事業		○ 注1	○			栄養バランスの良いお弁当を週1回配達し、安否確認も行う。
寝具類洗濯乾燥 消毒サービス事業		○	○	○		寝具乾燥消毒に対する助成を年2回実施。一部費用負担有。生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料。
軽度生活援助事業		○ 注2	○ 注2			日常生活に支障のある高齢者等の買い物等の軽易な家事の援助を行う。費用負担は時間割。
緊急通報システム		○ 注3				ひとり暮らし高齢者等が、いざという時の安心のため、簡単な操作で緊急事態を通報できる機器を設置する。
高齢者にやさしい 住まいづくり支援 事業					○ 注4	介護保険の対象でない高齢者が要介護(要支援)状態にならないよう、手すりの取付け等の簡易な住宅改修等に対して18万円を限度に費用の一部助成を行う。
紙おむつ券給付 事業	○ 注5					町民税非課税で要介護4・5、または要介護2・3の一定の条件を満たす在宅介護認定者に、月5,000円を上限に紙おむつ券を給付する。
訪問理美容助成 事業	○ 注6					寝たきり等のため、理容院、美容院に行くことができない高齢者等宅へ理美容師が訪問し理髪を行うサービスで、利用券を交付する。
さわやか訪問収集 事業		○				利用者の家庭ごみの訪問収集と安否確認を行う。
補聴器購入助成 事業					○ 注7	聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成する。

注1)70歳以上のひとり暮らし高齢者

注2)日常生活に支障のある者

注3)ひとり暮らしの重度身体障がい者を含む

注4)65歳以上で介護保険対象者を除く

注5)要介護度2・3で紙おむつの使用が必要とする者を含む

注6)要介護度4・5で外出が困難な者

注7)満65歳以上、聴力レベルが中程度、町税等の未納がない、町内在住の住民税非課税世帯

### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
配食サービス事業	4,186 食 (実 104 人)	4,060 食 (実 108 人)	3,984 食 (実 104 人)
寝具類洗濯乾燥	31 人	34 人	28 人
軽度生活援助事業	0件	0件	0件
緊急通報システム	43 件	39 件	36 件
高齢者にやさしい住まいづくり 支援事業	9件	6件	5件

## (1) 要介護者に対する在宅福祉サービス

### ①紙おむつ券給付事業

在宅の介護認定者で町民税非課税の要介護度4及び5の方、又は要介護度2及び3の方で一定の条件を満たす場合、月5,000円を上限に紙おむつ券を給付します。紙おむつ券は、町内の指定店で利用することができます。在宅介護を支える利用者の多い事業であるため、今後については、国の動向等を踏まえながら実施に努めていきます。

### ②訪問理美容助成事業

在宅の要介護度3～5の方、または身体障がい者1・2級で、寝たきり等により、美容院及び美容院に出向くことが困難である方に対して、2,000円分の理美容券を年4枚(最大)給付します。

### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
紙おむつ券給付事業	72 件	62 件	70 件
訪問理美容助成事業	26 件	27 件	24 件

## (2) ひとり暮らし高齢者等に対する在宅福祉サービス

### ①配食サービス(ふれあい弁当)事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯の健康を維持するため、栄養バランスに配慮したお弁当の配達と、安否確認を行います。毎週1回程度の配達で、一食につき200円の自己負担があります。

### ②寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者のいる世帯に、寝具類の乾燥消毒サービスを年2回実施します。費用の一部負担はありますが、生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料です。

### ③緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者、ひとり暮らしの重度身体障がい者が急病や事故などの緊急事態に陥った時、通報装置を用いて緊急連絡先に通報し、当該高齢者等の救助、援助等を行います。利用は無料ですが、電気・電話料金は利用者負担となります。

### ④さわやか訪問収集事業

ひとり暮らし高齢者等で、家庭ごみを収集所まで搬出することが困難な方について、週に1回(木曜日か金曜日)ごみの訪問収集と安否確認を行います。利用者負担は無料です。

## (3) 元気な高齢者等に対する在宅福祉サービス

### ①高齢者にやさしい住まいづくり支援事業

介護保険の対象にならない65歳以上の高齢者であって、その世帯の生計中心者が所得制限限度額以下の場合に、手すりの取付けや段差の解消などに係る住宅改修費の助成を行います。助成の上限は18万円となっています。

### ②補聴器購入助成事業

聴力機能の低下で日常生活に支障がある65歳以上の高齢者(聴力レベル中程度で身体障害者手帳の交付を受けていない方)に、補聴器購入費用の一部助成を行います。

#### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
高齢者にやさしい住まいづくり支援事業	9件	6件	3件

## 2.5 認知症高齢者施策の推進

認知症の方やその家族が尊厳を持って暮らせるように地域で支え合い、認知症に対する正しい理解を広めていくことを目的に、支え合いの担い手である「認知症キャラバン・メイト」(講習会などの講師役)の育成に取り組みます。

また、「認知症サポーター」については、男性や若い年齢層などの参加者の拡大を図りながら、認知症施策として継続して進めていきます。

### (1) 認知症対策の推進

認知症高齢者はもとより、在宅で介護をする家族への支援策を一層充実していく必要があります。このため、認知症の早期発見・対応のために、認知症の講習会や養成講座を開催し、普及・啓発に努めます。

### ①認知症キャラバン・メイト（講習会などの講師役）の充実

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成するため、講師役である「キャラバン・メイト」を計画的に増員していきます。

### ②認知症サポーター養成講座

各種団体の要請を受けて、講師役である「キャラバン・メイト」が、認知症の正しい知識やつき合い方について、講座やミニ学習会などを開催します。養成講座後のフォローアップや「チームオレンジ」の取り組みなどを行います。

#### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
認知症キャラバン・メイト(講習会などの講師役)の充実	1回	1回	2回
認知症サポーター養成講座	218人	205人	200人

### (2) 認知症初期集中支援チームを中心にした支援体制の充実

認知症の早期診断・早期対応に向けて、医療機関と連携し、認知症専門医による訪問相談を実施すると同時に、専門医、保健師、社会福祉士などの多職種の医療と福祉の専門スタッフによる集中的な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、活動を開始しています。今後は、増加する認知症高齢者への対応の支援ができるよう、活動内容の周知を図ります。

#### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
認知症初期集中支援チームの利用者	0人	0人	0人

### (3) 認知症カフェ

認知症カフェ「みんなのカフェ」を町内に1か所開設しています。地域包括支援センター職員とボランティアによる運営で偶数月に開催しており、認知症の方やその家族、専門家の交流の場となっています。今後も多くの方が気軽に参加し、相談ができる場として周知を図ります。

#### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
認知症カフェ	のべ15人、6回	のべ29人、6回	のべ16人、6回

### (4) 認知症高齢者への介護サービス等の充実

認知症の高齢者の方が自宅での生活を継続するために、認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護など、介護保険サービスの充実についてニーズ等を把握し、提供体制について検討します。

## (5) 認知症ケアパスに基づく支援活動の推進

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、国の示す「新オレンジプラン」を踏まえ、標準的な「認知症ケアパス」（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の普及を推進します。

また、それぞれの支援の内容をわかりやすく示し、今後ますます増加すると見込まれる認知症の人への対応と、これらの人々を地域で支えていく包括的な認知症施策に取り組みでいきます。

### チームオレンジの取組の推進

#### ◆「チームオレンジ」とは

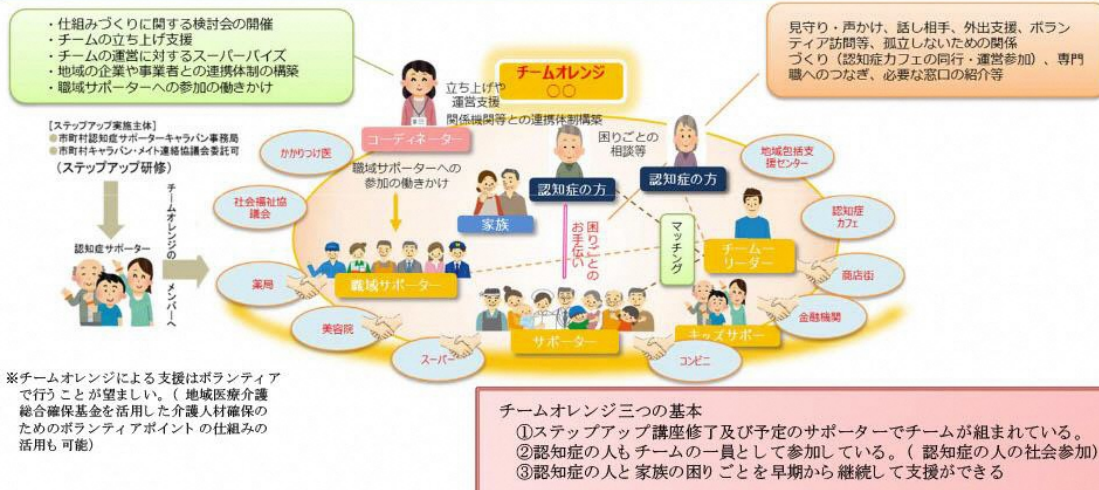
認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）

【認知症施策推進大綱：KPI/目標】2025（令和7）年

- ・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備



認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

資料:厚生労働省資料



## 2.6 在宅医療と介護連携の推進

町民が自分の健康について気軽に相談でき、疾病の初期段階で適切な処置が行われるよう、かかりつけ医の重要性について啓発していきます。

また、診療所と高度医療機関との連携強化、医療機関と介護・保健・福祉分野との連携強化を図りながら地域医療体制の充実に努めていきます。

こうした取組みにより、身近な医療サービスから高度な医療サービスまで、町民が安心して医療を受けることができる体制づくりを進めます。

今後、医療ニーズの高い後期高齢者の増加が見込まれることから、平成28年度より白河医師会等へ委託し、「白河地域在宅医療拠点センター」を設置しています。在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たすことが期待される医師会等との連携により、退院調整ルールが作成されました。今後は、退院調整ルールの周知を図りながら、住民が在宅医療についての理解を深められるように啓発します。

## 2.7 身近な地域での支え合いの促進

### (1) 地域での高齢者見守り体制

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯への訪問活動や、声かけ運動、地区での介護予防活動、訪問指導・訪問介護をはじめとする訪問サービスなど多様な機会をとらえ、行政区、老人クラブなどの各種団体や、民生委員、隣近所の住民、介護職員、ボランティアなどによる、日頃からの高齢者の見守り活動を促進していきます。

### (2) ボランティア活動の推進

ボランティアネットワーク事業、行政区活動支援事業、協働のまちづくり推進事業に基づき、ボランティア及び地区活動を推進していきます。

## 2.8 高齢者の安心・安全の確保

### (1) 防災体制及び災害時要支援者対策の推進

東日本大震災やそれに伴う原発事故は、防災に対する対応強化の必要性を強く示しました。緊急時のみならず、普段から災害や犯罪等の危険から高齢者を守るため、危機管理体制の充実を図ります。

特に、ひとり暮らしや要介護状態にある人など、災害時にひとりでは避難ができない高齢者の安全確保に向けた対策として、「災害対策基本法」に定められた「避難行動要支援者名簿」を作成し、定期的な登録更新を行っていきます。

また、関係者と連携し、災害時の情報提供、安否確認や見守り、地域での連絡体制、誘導体制、避難場所の確保等を図りながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を行っていきます。

## (2) 地域安全活動の推進

### ①防犯活動の推進

侵入者などによる犯罪被害を防止するために、65歳以上のひとり暮らしの世帯や後期高齢者（満75歳以上）のみの世帯などの防犯対策について、関係機関と協力して実施していきます。

### ②消費生活相談窓口

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また、認知症高齢者等の増加に伴い、消費生活において様々な問題が増加しています。

高齢者の消費生活の自立を支援するとともに、問題が生じた場合に迅速で適切な対応を行うためにも、町の消費生活相談窓口等において各種相談や問題解決の対応を行っていきます。

### <地域ケア会議・認知症施策・介護医療連携の目標>

指標	現状	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援認定者のうち、認知症自立度がⅡ以上の人	4.1%未満	4.0%未満	4.0%未満	4.0%未満
要介護認定者のうち、認知症自立度がⅢ以上の人	51.0%未満	50.0%未満	50.0%未満	50.0%未満
認知症カフェの開催	偶数月に1回	偶数月に1回	偶数月に1回	偶数月に1回
自立支援型地域ケア会議の開催	年3回	年3回	年3回	年3回
認知症サポーター養成講座	+200人	+200人	+200人	+200人
キャラバン・メイトの増加	+1人	+1人	+1人	+1人
圏域内多職種連携会議	実施	実施	実施	実施
矢吹版多職種連携会議	実施	実施	実施	実施

## 3. 介護保険サービスを利用して自立して暮らせるまちづくり

### 3.1 介護給付適正化の推進

サービスの質の確保・向上と、利用者へのサービス情報の周知を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、介護事業所の第三者評価・介護サービス情報公表の実施を促進します。

事業者による過度のサービス利用の掘り起こしや不正請求などを抑制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、地域支援事業における「介護給付等費用適正化事業」等を活用しながら、給付内容の審査に努めます。

#### (1) 要介護認定の適正化

認定関係の研修は認定調査員全員が受講しており、引き続き、認定調査員の資質の向上と調査結果の平準化を目指します。

また、調査内容については調査員本人以外による再点検の全件実施を継続します。

#### (2) ケアプランの点検

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した「居宅介護サービス利用計画」及び「介護予防サービス利用計画」（ケアプラン）の記載内容について、町内の居宅支援事業所の点検を毎年実施します。

平成30年度に居宅介護支援事業者の指定権限が保険者（町）に移譲されたことから、ケアマネジャーによる自己チェック及び保険者による指導の実施に努めます。

##### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
ケアプランの点検	2件	2件	2件

#### (3) 住宅改修の点検

住宅改修の申請書類を精査し、疑義が生じた場合、聞き取りや現地調査を行います。確認を行うことで事業所の意識が醸成され、不適切な改修を未然に防ぐ効果があると考えられるため、今後も継続して実施します。

##### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
住宅改修の点検	20%	26%	25%

#### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

福島県国保連合会から提供される縦覧点検・医療情報との突合リスト等を活用し、給付内容の点検を継続して実施します。

##### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
縦覧点検・医療情報との突合	年4回	年4回	年4回

#### (5) 介護給付費通知

介護給付費通知については、過大請求抑止の意味も込め、介護サービスを利用した被保険者に年3回通知を行います。

##### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
介護給付費通知	年3回通知	年3回通知	年3回通知

### 3.2 保険者機能の充実

介護保険事業の適正かつ円滑な運営のため、適切な要介護認定や、事業者に対する適切な指導、監督、給付適正化に向けて取り組みます。

#### (1) 要介護認定における体制の充実

介護保険制度における要介護認定は、新規については町調査員が、更新や変更申請に係る認定調査については指定居宅介護支援事業者等に委託しながら、適正かつ公平・公正な認定を行っています。今後も、引き続き適正な認定調査の実施に努めます。

##### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
要介護認定における体制の充実 (町調査実施割合)	45%	38%	40%

#### (2) 介護サービス事業者（地域密着型事業者）に対する指導・監督等

介護サービス事業者が介護保険法及び関係法令を遵守し、利用者の意志を尊重しながら適切なサービスが提供されるよう指導していきます。

指定基準の重大な違反や人権侵害、不正請求等が疑われるなど悪質な事業者については、監査を実施し、指定基準違反が認められたときは、県と連携しながら適切な指導・監査を行います。

##### 実施状況

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
介護サービス事業者（地域密着型事業者）に対する指導・監督等	0件	0件	0件

### 3.3 サービスの質の向上を図るための取組みの推進

#### (1) 居宅介護支援事業者指定権限の移譲に向けた体制づくり

介護保険法の改正により、平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されたことから、町がケアマネジメントの質の向上を支援する立場となりました。保険者として、これらを踏まえた体制づくりを継続して進めていきます。

#### (2) 介護に携わる人材の確保

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)に基づき、潜在的有資格者等の掘り起こし等を通じて、介護福祉士や社会福祉士、ホームヘルパー等の活用を促進していきます。

また、多様な人材を確保する観点から、福祉・介護サービス以外の他の分野の従事者や高齢者等の参入・参画の促進を図る従事者に対する研修の実施や相談体制の整備、事業者や関係団体等のネットワーク構築など、地域の特色を踏まえたきめ細かな人材確保対策に取り組みます。

また、必要なサービス提供体制を確保するため、福祉・介護サービスの意義や重要性について啓発に努めていきます。

#### <介護給付適正化の目標>

指標	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査の直接実施割合	45%	45%	45%
ケアプラン点検と住宅改修訪問調査の実施件数	10件	14件	15件
県国保連合会に委託して実施する縦覧点検・医療情報との突合回数	年4回	年4回	年4回



## 第5章

---

# 介護保険事業の推進





# 第5章 介護保険事業の推進

## 1. 介護保険サービス別の実績・見込み

第8期計画期間の要支援・要介護認定者数と給付実績の動向を踏まえ、厚生労働省の「見える化システム」を活用して、第9期計画期間の介護保険サービス量を算出します。

### 1.1 居宅サービス／介護予防サービス

#### (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ひとり暮らしや高齢者世帯などの家庭を訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問して、入浴、排泄、食事などの介護や、食事の用意や洗濯などの家事援助を行うサービスです。利用回数の実績から、第9期は微増と見込みます。

#### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	97	80	98	89	100	83
利用回数(回／月)	1,930	1,804	1,946	2,168	2,001	2,198
給付費(千円)	66,356	61,059	66,955	71,015	68,906	71,596

※給付実績の利用人数・回数については、令和3・4年度は介護保険事業状況報告年報を月平均に、令和5年度は10月月報までを月平均に換算しており、給付費は年度分を示しています。(予定・以下同様)

#### 第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	93	95	98
利用回数(回／月)	2,253	2,282	2,383
給付費(千円)	74,805	75,880	79,177

#### (2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

寝たきりの高齢者などの家庭へ簡易浴槽などを積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービスで、看護師などが健康チェックも行います。第9期は、要介護認定者の利用を見込みます。

第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	12	12	12	15	12	12
利用回数(回/月)	61	56	61	71	61	64
給付費(千円)	8,965	8,510	8,970	10,814	8,970	9,850

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
利用回数(回/月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	14	15	15
利用回数(回/月)	73	78	78
給付費(千円)	11,281	12,135	12,135

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
利用回数(回/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

(3) 訪問看護/介護予防訪問看護

医師の指示により看護師が家庭を訪問し、病状の観察や感染予防、床ずれの手当などを行うサービスです。利用回数から、第9期は微増と見込みます。

第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	63	63	65	55	68	56
利用回数(回/月)	529	477	548	391	575	433
給付費(千円)	27,270	25,575	28,194	21,683	29,537	24,236

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	14	11	14	11	14	9
利用回数(回/月)	92	65	92	69	92	64
給付費(千円)	4,613	3,242	4,616	3,381	4,616	2,970

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	59	60	62
利用回数(回/月)	377	382	394
給付費(千円)	21,188	21,534	22,277

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	15	15	15
利用回数(回/月)	103	103	103
給付費(千円)	4,856	4,862	4,862

(4) 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、心身機能の維持や回復、日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを行うサービスです。第9期は、第8期実績と同程度の利用を見込みます。

第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	2	1	3	1	3
利用回数(回/月)	5	22	5	65	5	60
給付費(千円)	199	776	199	2,374	199	2,194

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	1	1	2	1	2
利用回数(回/月)	3	13	3	35	3	13
給付費(千円)	119	445	119	1,161	119	441

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	4	4	4
利用回数(回/月)	70	70	70
給付費(千円)	2,518	2,521	2,521

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	2	2	2
利用回数(回/月)	22	22	22
給付費(千円)	752	753	753

## (5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し、継続的な介護方法や服薬の管理指導などを行うサービスです。第9期は、第8期の実績と同程度を見込みます。

### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	28	38	29	42	30	42
給付費(千円)	2,718	3,317	2,784	3,347	2,878	3,208

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	1	0	2	0	2
給付費(千円)	0	74	0	158	0	123

### 第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	42	43	44
給付費(千円)	3,298	3,369	3,435

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	3	3	3
給付費(千円)	234	234	234

## (6) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで入浴や食事の提供と日常生活訓練などが受けられるサービスで、利用者の多いサービスです。令和4・5年度は140人前後の利用となっており、第9期は微増と見込みます。

### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	149	127	153	140	159	138
利用回数(回／月)	1,469	1,267	1,510	1,370	1,569	1,412
給付費(千円)	136,358	113,818	140,807	131,263	146,312	137,717

### 第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	154	156	157
利用回数(回／月)	1,454	1,472	1,480
給付費(千円)	142,547	144,637	145,821

## (7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や病院・診療所などに通い、心身の機能維持・回復を図り日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なりハビリテーションを受けるサービスです。第9期は、数人の利用増を見込みます。

### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	91	92	94	95	98	86
利用回数(回／月)	644	660	666	670	693	700
給付費(千円)	70,526	69,268	72,845	71,443	75,817	76,793

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	62	49	64	45	65	47
給付費(千円)	24,532	21,927	25,257	20,831	25,726	20,609

### 第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	98	99	100
利用回数(回／月)	757	767	774
給付費(千円)	90,704	92,477	93,245

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	48	48	47
給付費(千円)	21,886	21,913	21,398

## (8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

短期間（1週間程度）、介護老人福祉施設に宿泊しながら、日常生活の介護や機能訓練等を受けるサービスです。利用日数が増加しており、第9期は微増と見込みます。

### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	77	60	78	70	79	73
利用回数(日／月)	705	690	712	822	725	854
給付費(千円)	69,161	69,738	69,880	86,467	71,244	91,562

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	1	1	2	1	2
利用回数(日／月)	0	4	0	9	0	9
給付費(千円)	0	313	0	811	0	800

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	93	95	96
利用日数(日/月)	863	886	890
給付費(千円)	93,851	96,739	97,103

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	3	3	3
利用日数(日/月)	11	11	11
給付費(千円)	936	937	937

(9) 短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

短期間（1週間程度）、介護老人保健施設等に宿泊しながら、医療上のケアを含む介護や機能訓練などを受けるサービスで、第9期は同程度の利用を見込みます。

第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	17	13	18	10	18	8
利用回数(日/月)	140	116	155	96	155	73
給付費(千円)	18,723	16,606	20,786	13,560	20,786	10,260

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	14	1	33	1	0
利用回数(日/月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	39

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	11	12	12
利用日数(日/月)	108	119	119
給付費(千円)	15,317	16,733	16,733

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
利用日数(日/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

## (10) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与（レンタル）

特殊寝台や車いすなど、日常生活の自立を助ける用具を貸し出すサービスです。令和6年度の制度改正により、一部の用具は利用方法（レンタル・購入）を選択できるようになりました。第9期は、要介護認定者の利用を微増と見込みます。

### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	192	190	195	210	201	200
給付費(千円)	30,723	34,382	30,794	40,123	31,852	40,722

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	65	72	67	68	69	68
給付費(千円)	4,335	5,007	4,464	4,882	4,600	5,328

### 第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	214	221	224
給付費(千円)	44,748	46,623	47,172

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	66	65	65
給付費(千円)	5,217	5,135	5,135

## (11) 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

入浴、排泄などに使う用具は、衛生的配慮から特定福祉用具として購入費の一部が支給されます。腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具などが対象です。第9期は、月平均3人程度の利用を見込みます。

### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	4	5	4	3	4	4
給付費(千円)	1,203	1,424	1,203	1,008	1,203	1,392

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	3	2	3	1	3	1
給付費(千円)	1,014	586	1,014	349	1,014	609

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
給付費(千円)	454	454	454

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	2	2	2
給付費(千円)	712	712	712

(12) 住宅改修費/介護予防住宅改修費

住居の段差を解消したり廊下や階段に手すりを付けたりする小規模な住宅改修に対して、費用の一部を支給するサービスです。第9期は、月平均3人程度の利用を見込みます。

第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	3	2	3	2	3	2
給付費(千円)	3,110	2,666	3,110	1,548	3,110	1,967

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	3	2	3	2	3	2
給付費(千円)	2,736	1,466	2,736	1,369	2,736	2,854

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
給付費(千円)	1,027	1,027	1,027

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	2	2	2
給付費(千円)	2,103	2,103	2,103

(13) 特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅などの特定施設に入居し、施設が作成する特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護や洗濯、掃除などの家事に加えて、生活などに関する相談及び助言、機能訓練や療養上の世話などを受けます。要支援認定者の利用がみられ、第9期は要介護認定者とあわせて9人と見込みます。



第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	6	6	6	4	7	6
給付費(千円)	14,325	15,007	14,333	8,777	16,288	14,919

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	0	0	3	0	2
給付費(千円)	0	0	0	2,129	0	1,656

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	7	7	7
給付費(千円)	17,430	17,452	17,452

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	2	2	2
給付費(千円)	2,612	2,615	2,615

(14) 居宅介護支援/介護予防支援 (ケアプラン)

介護保険サービスの利用者が適切に介護保険サービスを利用できるようにするため、利用者の依頼に基づいて介護支援専門員(ケアマネジャー)が「居宅介護サービス利用計画(ケアプラン)」を作成し、その計画に沿って介護保険サービスが提供されるよう、サービス提供事業者との調整を行うものです。第9期は要介護認定者は微増、要支援認定者は実績と同程度の利用を見込みます。

第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	318	300	324	325	339	304
給付費(千円)	54,918	53,646	56,041	59,264	58,786	58,709

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	106	101	110	98	112	98
給付費(千円)	5,663	5,423	5,880	5,281	5,986	5,329

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	326	334	338
給付費(千円)	64,139	65,903	66,695

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	103	101	102
給付費(千円)	5,654	5,550	5,606

## 1.2 地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。利用者が微増しており、第9期は月平均12人の利用を見込みます。

第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	2	6	2	9	2	11
給付費(千円)	7,297	10,567	7,301	14,777	7,301	21,073

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	12	12	12
給付費(千円)	20,042	20,067	20,067

### (2) 夜間対応型訪問介護

自宅で暮らしている人が夜間も安心して生活を送ることができるよう、夜間の定期的な巡回訪問や通報を受けての随時訪問により、排泄の介護や日常生活上の緊急時の対応などの援助を行います。これまで利用はみられないことから、第9期の利用は見込みません。

### (3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある人がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事などの介護、生活などに関する相談及び助言のほか、健康状態の確認、日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持と合わせ、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。第9期では、要介護認定者で月平均4人の利用を見込みます。

第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	3	2	3	2	3	3
利用回数(回/月)	39	18	39	13	39	31
給付費(千円)	3,293	1,454	3,295	950	3,295	2,252

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
利用回数(回/月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	4	4	4
利用回数(回/月)	20	20	20
給付費(千円)	2,465	2,468	2,468

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
利用回数(回/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

(4) 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

あらかじめ登録された利用者を対象として、その自宅又はサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言や健康状態の確認、機能訓練を受けるサービスです。「通い」サービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」サービスや「宿泊」サービスを組み合わせて利用することにより、在宅での生活の継続を図ります。令和4年度から利用がみられることから、第9期は同程度を見込みます。

第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	0	0	1	0	1
給付費(千円)	0	0	0	3,212	0	2,224

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
給付費(千円)	1,732	1,734	1,734

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

## (5) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が少人数で共同生活を送るグループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、住み慣れた環境での生活を継続できるよう、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練を受けます。第9期は、第8期の要介護認定利用者数と同程度の利用を見込みます。

### 町内のグループホームの状況

施設名	指定日	定員
さかえハートホーム矢吹	平成24年11月1日	2ユニット 18人
グループホーム みらい	平成18年4月1日	2ユニット 18人
グループホーム ほうすい	平成22年4月1日	2ユニット 18人
グループホーム あゆりの里	平成22年4月1日	2ユニット 18人

### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	58	54	59	56	60	57
給付費(千円)	180,032	165,451	182,720	176,871	186,401	175,249

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	809	0	0

### 第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	58	58	59
給付費(千円)	181,747	181,977	185,134

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

## (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の地域密着型ケアハウス・有料老人ホームなどの特定施設に入居し、入浴・排泄・食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。当該施設は町内にないため、第9期の利用は見込みません。

## (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事などの介護や相談及び援助に加え、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けます。当該施設は町内にないため、第9期の利用は見込みません。

## (8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。利用者はニーズに応じて、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどを受けることができます。当該施設は町内にないため、第9期の利用は見込みません。

### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

### 第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
利用回数(回/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

## (9) 地域密着型通所介護

小規模型の通所介護で、平成28年度から地域密着型通所介護に位置づけられています。利用者は微増しており、第9期では要介護認定者で月平均10人の利用を見込みます。

### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	2	4	3	7	3	7
利用回数(回/月)	26	41	34	44	34	55
給付費(千円)	2,894	3,498	3,778	2,553	3,778	3,285

### 第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	10	10	10
利用回数(回/月)	68	68	68
給付費(千円)	4,591	4,597	4,597

## 1.3 施設サービス

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで常に介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。

第7期計画期間中に町内に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が1か所開所し、現在は町内に2施設で定員160人が確保されています。令和4年度以降月平均130人を下回っており、第9期は月平均130人前後の利用を見込みます。

#### 町内の介護老人福祉施設の状況

施設名	指定日	定員
特別養護老人ホーム 寿光園	平成12年3月15日	80人
特別養護老人ホーム エルピスやぶき	令和3年2月1日	80人

#### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	140	144	150	129	150	124
給付費(千円)	423,174	437,728	454,246	404,762	454,246	391,142

#### 第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	128	130	132
給付費(千円)	410,894	417,797	423,554

### (2) 介護老人保健施設

病状が安定し、治療より看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けるサービスです。町内には2施設、定員114人が確保されています。第8期は計画を下回る利用となっており、第9期は月平均51人と見込みます。

#### 町内の介護老人保健施設の状況

施設名	指定日	定員
介護老人保健施設 ほのぼの	平成21年6月17日	28人
介護老人保健施設 プロヴィデンス	平成21年7月1日	86人

#### 第8期計画・実績

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	66	46	66	47	66	49
給付費(千円)	226,630	153,971	226,756	155,531	226,756	169,488

第9期計画の見込み

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	51	51	51
給付費(千円)	181,075	181,304	181,304

(3) 介護医療院

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者が入院し、療養上の管理、看護、機能訓練などを受けるサービスです。令和5年度末で介護医療型医療施設は廃止されましたが、第9期は介護医療院の利用を月平均1人見込みます。

第8期計画・実績

介護医療院	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	-	1	-	0	-	1
給付費(千円)	-	2,866	-	1,503	-	4,751

介護療養型医療施設	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	1	0	1	0	1	0
給付費(千円)	4,338	0	4,341	0	4,341	0

第9期計画の見込み

介護医療院	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	1	1	1
給付費(千円)	4,818	4,825	4,825

## 1.4 介護保険給付費見込額総括表

令和6～8年度の第9期計画期間におけるサービス別介護給付費の推計は、以下のとおりです。給付費は総費用から利用者負担（基本的には10%）を除いた金額です。

### 計画期間における介護保険サービス見込額

(単位:千円)

	第9期			令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<b>(1)居宅サービス</b>				
① 訪問介護	74,805	75,880	79,177	101,934
② 訪問入浴介護	11,281	12,135	12,135	13,040
③ 訪問看護	21,188	21,534	22,277	25,856
④ 訪問リハビリテーション	2,518	2,521	2,521	2,521
⑤ 居宅療養管理指導	3,298	3,369	3,435	3,687
⑥ 通所介護	142,547	144,637	145,821	184,819
⑦ 通所リハビリテーション	90,704	92,477	93,245	103,143
⑧ 短期入所生活介護	93,851	96,739	97,103	108,506
⑨ 短期入所療養介護	15,317	16,733	16,733	18,129
⑩ 福祉用具貸与	44,748	46,623	47,172	54,396
⑪ 特定福祉用具購入費	454	454	454	454
⑫ 住宅改修費	1,027	1,027	1,027	1,027
⑬ 特定施設入居者生活介護	17,430	17,452	17,452	12,415
⑭ 居宅介護支援	64,139	65,903	66,695	64,139
<b>(2)地域密着型サービス</b>				
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,042	20,067	20,067	21,362
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	2,465	2,468	2,468	2,468
④ 小規模多機能型居宅介護	1,732	1,734	1,734	1,734
⑤ 認知症対応型共同生活介護	181,747	181,977	185,134	181,977
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0	0
⑨ 地域密着型通所介護	4,591	4,597	4,597	5,663
<b>(3)施設サービス</b>				
① 介護老人福祉施設	410,894	417,797	423,554	404,825
② 介護老人保健施設	181,075	181,304	181,304	186,589
③ 介護医療院	4,818	4,825	4,825	0
④ 介護療養型医療施設				
<b>介護給付費計(Ⅱ)</b>	<b>1,390,671</b>	<b>1,412,253</b>	<b>1,428,930</b>	<b>1,511,468</b>



計画期間における介護予防保険サービス見込額

(単位:千円)

	第9期			令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1)介護予防サービス				
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	4,856	4,862	4,862	4,516
③ 介護予防訪問リハビリテーション	752	753	753	753
④ 介護予防居宅療養管理指導	234	234	234	234
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	21,886	21,913	21,398	23,504
⑥ 介護予防短期入所生活介護	936	937	937	937
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧ 介護予防福祉用具貸与	5,217	5,135	5,135	5,593
⑨ 特定介護予防福祉用具購入費	712	712	712	712
⑩ 介護予防住宅改修費	2,103	2,103	2,103	2,103
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	2,612	2,615	2,615	2,615
⑫ 介護予防支援	5,654	5,550	5,606	6,047
(2)地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
予防給付費計(Ⅰ)	44,962	44,814	44,355	47,014

総給付費の推計

(単位:千円)

	第8期			令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	1,435,633	1,457,067	1,473,285	1,558,482

介護保険料の算定に係る標準給付費と補足給付費、地域支援事業費等の計画期間の見込みは以下のとおりです。施設サービスや短期入所サービス利用時等の食費・居住費・滞在費に係る利用者負担を補足給付する「特定入所者介護サービス費」や、利用者負担の合計が世帯の上限を超えた場合に月単位で支給される「高額介護サービス費」は、令和3年度から段階的に制度改正が行われました。また、福島県国保連合会の審査支払手数料は令和3年度から1件63円（令和6年度と令和7年度は1件66.3円）となっており、計画期間の補足給付及び審査支払手数料は近年の動向から見込んでいます。

#### 介護保険給付費の推計

(単位:千円)

	第9期			合計	令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
総給付費[A]	1,435,633	1,457,067	1,473,285	4,365,985	1,558,482
介護予防給付費	44,962	44,814	44,355	134,131	47,014
介護給付費	1,390,671	1,412,253	1,428,930	4,231,854	1,511,468
特定入所者介護サービス等給付費	63,601	64,062	64,354	192,017	71,085
高額介護サービス費等給付額	34,113	34,365	34,487	102,966	38,021
高額医療合算介護サービス費	4,258	4,283	4,299	12,840	4,821
審査支払手数料	1,293	1,301	1,241	3,835	1,392
小計[B]	103,265	104,011	104,381	311,657	115,320
標準給付費見込額 [C=A+B]	1,538,899	1,561,078	1,577,666	4,677,643	1,673,802
地域支援事業費[D]	90,838	91,762	92,962	275,562	82,742
総給付費等 [E=C+D]	1,629,737	1,652,840	1,670,627	4,953,205	1,756,543

※千円未満を四捨五入しており、合計が合わない箇所があります。

※令和22年(2040年)は、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるため、現役世代が急減する見込みとなっています。

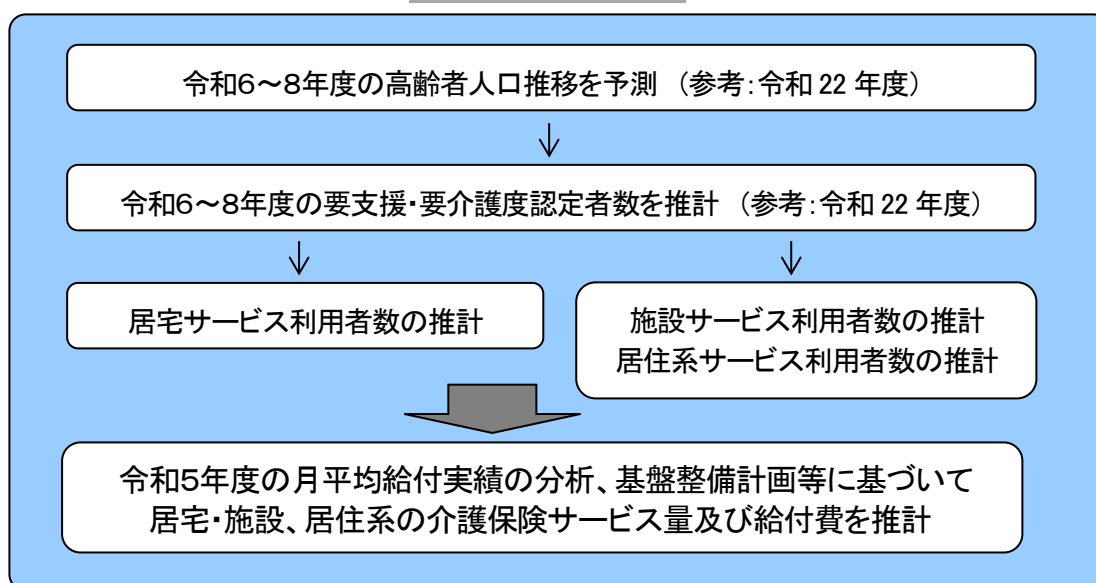
## 2. 介護保険給付費見込みと介護保険料の設定

### 2.1 介護保険料の算定

第9期計画期間の介護保険給付費を見込み、令和6～8年度で第1号被保険者が負担する介護保険料を設定します。

介護保険の財源は、半分が公費、半分を被保険者の保険料で賄うことを基本に、第7期計画期間から第1号被保険者負担割合が23%、第2号被保険者負担割合が27%で、第9期計画期間も同様です。所得段階は第9期計画期間から13段階設定となります。

#### 介護保険料の算定方法



給付見込額から3年間の第1号被保険者保険料の収納必要額(65歳以上負担額)を予測＝第1号負担分(費用見込額×28%(23%+5%)－調整交付金見込額)

介護保険給付(施設等給付費を除く)				
公費			保険料	
町	県	国※	第2号被保険者分	第1号被保険者分
12.5%	12.5%	25%	27%	23%
※国の負担分(25%)のうち5%は調整交付金として調整される。				
介護保険給付(施設等給付費)				
公費			保険料	
町	県	国※	第2号被保険者分	第1号被保険者分
12.5%	17.5%	20%	27%	23%
※国の負担分(25%)のうち5%は調整交付金として調整される。				
地域支援事業(介護予防事業)				
公費			保険料	
町	県	国	第2号被保険者分	第1号被保険者分
12.5%	12.5%	25%	27%	23%
地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)				
公費			保険料	
町	県	国	第1号被保険者分	
19.25%	19.25%	38.5%	23%	

保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 3年間ににおける所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数 = 保険料の基準額(年間)

保険料基準額年額 ÷ 12 = 保険料基準月額 (第5段階)

介護保険料の算定

	第9期	令和22年度	
標準給付費見込額	4,677,642,900 円	1,673,801,635 円	
地域支援事業費	275,561,600 円	82,741,685 円	
合計	4,953,204,500 円	1,629,736,667 円	
第1号被保険者負担分相当額(23%)	1,139,237,035 円	456,701,263 円	
調整交付金相当額	240,209,725 円	85,536,248 円	
調整交付金見込交付割合	3年平均 3.58%	5.77%	
後期高齢者加入割合補正係数	3年平均 1.0631	0.9716	
所得段階別加入割合補正係数	3年平均 0.9988	0.9987	
調整交付金見込額	171,915,000 円	98,709,000 円	
財政安定化基金拠出金見込額(0%)	0 円	0 円	
財政安定化基金償還金	0 円	0 円	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0 円	0 円	
準備基金の残高	209,000,000 円	0 円	
準備基金取崩額	76,400,000 円	0 円	
保険料収納必要額	1,131,131,760 円	443,528,511 円	
予定保険料収納率	98.90%	98.90%	
3年間の段階別第1号被保険者数合計  16,204 人	第1段階	2,094 人	645 人
	第2段階	1,467 人	452 人
	第3段階	1,264 人	389 人
	第4段階	2,120 人	652 人
	第5段階	3,084 人	950 人
	第6段階	2,756 人	848 人
	第7段階	1,985 人	611 人
	第8段階	772 人	238 人
	第9段階	293 人	90 人
	第10段階	123 人	38 人
	第11段階	60 人	19 人
	第12段階	36 人	11 人
	第13段階	150 人	46 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	16,168 人	4,978 人	
保険料基準月額 (第5段階)	5,895 円	7,507 円	
保険料基準年額 (第5段階)	70,740 円	90,000 円	

※令和22年(2040年)は、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるため、現役世代が急減する見込みとなっています。

【参考】第8期介護保険事業計画(令和3～5年度)の介護保険料

保険料基準月額 (第5段階)	5,495 円
保険料基準年額 (第5段階)	65,900 円

## 2.2 介護保険料徴収の13段階設定

第9期計画期間の介護保険料段階は、本町においても所得に応じた負担となるように標準13段階に設定します。基準月額を5,895円（第5段階）と設定します。また、令和22年度の介護保険料は基準月額7,507円（参考値）と見込んでいます。

第9期計画期間の所得段階別介護保険料

段階	対象者	所得等区分	基準月額に対する割合	保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	生保・老齢福祉年金受給	80万円以下	×0.455	32,184	2,682
第2段階	住民税非課税世帯	120万円以下	×0.685	48,456	4,038
第3段階	住民税非課税世帯	120万円超	×0.69	48,804	4,067
第4段階	住民税課税世帯	80万円以下	×0.90	63,660	5,305
第5段階	住民税課税世帯で本人非課税	80万円超	×1.00	70,740	5,895
第6段階	住民税本人課税	120万円未満	×1.20	84,888	7,074
第7段階	住民税本人課税	210万円未満	×1.30	91,956	7,663
第8段階	住民税本人課税	320万円未満	×1.50	106,104	8,842
第9段階	住民税本人課税	420万円未満	×1.70	120,252	10,021
第10段階	住民税本人課税	520万円未満	×1.9	134,400	11,200
第11段階	住民税本人課税	620万円未満	×2.1	148,548	12,379
第12段階	住民税本人課税	720万円未満	×2.3	162,696	13,558
第13段階	住民税本人課税	720万円以上	×2.4	169,776	14,148

※第1段階～第5段階は合計所得金額＋課税年金収入額の合計額、第6段階～第13段階は合計所得金額による所得区分となります。

※第1段階～第3段階の保険料には、公費による軽減（第1段階0.17、第2段階0.2、第3段階0.005）が実施されます。

※年額保険料の100円未満を切り捨てた金額が徴収額となります。



## 第6章

# 成年後見制度利用促進について





# 第6章 成年後見制度利用促進について

## 1. 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。判断能力の程度により、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに区分され、医師の判断をもとに家庭裁判所が書類審査や面接を行い、最も適任と思われる後見人などを選任します。配偶者や子どもなどの親族のほか、司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門職、福祉関係の公益法人が選ばれることもあります。

選任された「成年後見人」などの支援者は、生活上の不自由さを解消するために法律行為を支援します。「財産管理」として預貯金の管理、生活費などの支払いや不動産管理などを行い、「身上監護」として介護・福祉サービスの利用手続きや医療機関の受診に関する手続きなどについて支援します。本人が単独で行った誤った契約の取り消しや、本人に代わり法的な契約締結を行うこともあります。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、ひとり暮らしで身寄りのない高齢者、虐待を受ける高齢者も増えていくことが見込まれることから、成年後見制度に対する需要は高まっていくと予想されます。

## 2. 成年後見制度の利用支援

成年後見制度についての相談件数は、権利擁護意識の高まりとともに増加しており、親族による申立てが見込めない人が認知症等により判断能力が不十分になった時に行う「町長申立て」についても、問い合わせが増えています。

権利擁護の対象となる方の多くは自分で相談することが困難であるため、町では必要な方を制度につなげることができるよう、関係機関と連携しながら情報提供を呼びかけ、本人及び親族申立て、又は町長申立ての支援を行います。

### 3. 権利擁護支援の地域ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、既存の保健・医療・福祉・介護の連携に司法を加えた「中核機関」、「協議会」、「チーム」で構成される地域ネットワークを構築していきます。

この地域ネットワークとは、権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援につなげるための地域連携の仕組みです。ここでは、①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期における相談・支援体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運営に資する支援体制の構築という3つの役割を担う事を前提に、広報機能・相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備し、体制の構築に努めます。

#### (1) 中核機関の設置

成年後見制度利用促進の中核機関を設置し、相談対応、チームの支援、協議会の事務局、家庭裁判所との連携、受任者調整等について、関係機関と連携して行います。

#### (2) 成年後見推進会議の設置

成年後見制度の利用促進及び関係機関との連携を図るため、本町、白河市、西郷村、中島村、泉崎村を構成市町村とする「しらかわ地域成年後見推進会議」が令和3年4月1日に設置されました。司法との連携を図りつつ、成年後見制度の利用促進のための課題抽出及び対応策の検討、関係機関との連携、困難事例の共有及び検討等を行います。

#### (3) 成年後見人等担い手の確保と支援

成年後見人等については親族又は弁護士、司法書士及び社会福祉士などの専門職が受任していますが、数が限られており、成年後見人の担い手不足が課題となってくると思われます。

今後は、周辺市村との連携による市民後見人養成や、法人後見の活用について取り組み、担い手不足の解消につなげていきます。

矢吹町における成年後見制度利用者(類型別)

	補助	保佐	後見
令和3年12月31日	0	7	22

(人)

## 第7章

# 計画の推進に向けて



# 第7章 計画の推進に向けて

## 1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて

今後の超高齢化社会に対応し、誰もができる限り自立した生活を送れるよう、介護保険事業等を本計画に沿って、適切かつ確実に実施することが重要となります。

介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の推進を円滑に行っていくために、引き続き以下の体制のもとに計画を推進します。

### (1) 介護保険事業の推進と進行管理

本町の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、「矢吹町介護保険運営協議会」で、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策に関する必要な事項について調査や審議を行います。

### (2) 事業評価の実施

利用者である町民の介護サービスに対する評価や、自立支援の状況などについて、ケアプランの確認、サービスの質の評価、そのほか方面からの確認を行います。

### (3) 広報・啓発

計画を効果的に推進するために、高齢者だけでなく、全ての町民が高齢化社会の現状を踏まえ助け合っていくために、町の広報やホームページ等により本計画策定の趣旨や計画内容を公開し、意識の啓発に努めます。

## 2. 計画の進行管理

---

本計画の実現に向けて、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。

また、様々な施策の推進については、行政だけでなく、町民、介護・福祉事業者、関係団体等と連携して取り組んでいく必要があります。

そのため、「矢吹町介護保険運営協議会」等を通じて、本計画の実施状況、進捗状況を点検・評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に適合し、効果があがると考えられる事業実施方法を検討するなど、積極的に各事業の進行管理を行っていきます。

さらに、計画の円滑な推進に向けて、庁内関係各課との連携を密にし、計画目標の実現に努めます。

# 資料編





# 資料編

## ○矢吹町介護保険運営協議会規則

平成14年 3月29日規則第10号

(目的)

第1条 矢吹町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関しては、矢吹町介護保険条例（平成12年条例第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委嘱)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、会長、副会長は委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(答申)

第5条 会長は、協議会において審議事項を決定したときは、文書をもって町長に答申するものとする。

(意見徴収)

第6条 協議会は、審議のため必要とするときは、町長に協議のうえ、被保険者その他の出席を求め、意見を聴取することが出来る。

(会議録)

第7条 会長は書記をして、次の事項を記載した会議録を調整させ、会長が、指名した2名以上の出席委員とともに、これに署名しなければならない。

- (1) 諮問事項の表示
- (2) 開会の期日及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 出席した関係者等の氏名
- (5) 審議の経過
- (6) その他必要な事項

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

矢吹町介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

期間:令和5年5月31日～令和8年5月30日

選出区分	氏名	所属	備考
被保険者代表	小 針 正 廣	矢吹町老人クラブ連合会	会長
	円 谷 和 一	矢吹町老人クラブ連合会	副会長
学識経験者	石 原 浩 市	矢吹町民生児童委員協議会	会長
	小 林 香	社会福祉法人 矢吹厚生事業所	施設長
保健・医療関係者	國 馬 正 樹	国馬歯科医院	院長
	小 針 俊 行	医療法人 小針医院	院長
サービス事業者	中 島 伊 津 子	特別養護老人ホーム寿光園	園長
	山 野 辺 睦 美	矢吹町社会福祉協議会	事務局長

策定経過

年月日	内容等
令和4年12月1日～12月23日	介護予防・日常生活ニーズ調査 在宅介護実態調査
令和5年5月31日(水)	矢吹町介護保険運営協議会(第1回)
令和5年11月15日(水)	矢吹町介護保険運営協議会(第2回)
令和6年2月14日(水)	矢吹町介護保険運営協議会(第3回)

---

**第 10 次矢吹町高齢者保健福祉計画  
矢吹町第 9 期介護保険事業計画  
【令和 6 ～ 8 年度】**

発 日 令和 6 年 3 月  
矢吹町保健福祉課

住 所 〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101 番地  
TEL 0248-44-2300 (直通) FAX 0248-42-2138

---







**福島県矢吹町**

